

令和7年度

米沢市の下水道

米沢市上下水道部

(注)各資料の表中、端数処理のため各科目の内訳の数値と合計が合わない場合があります。

## 目 次

1. 米沢市の概要 .....	1
2. 下水道事業の沿革 .....	2
(1) 下水道事業の沿革 .....	2
(2) 法手続の経緯 .....	5
3. 計画の概要 .....	9
(1) 公共下水道事業整備計画 .....	9
(2) 管渠施設及び処理施設等 .....	11
(3) 農業集落排水事業整備計画 .....	13
米沢市生活排水計画図 .....	14
4. 下水道の整備状況 .....	15
(1) 管渠整備延長（米沢処理区・汚水） .....	15
(2) 事業別整備延長（米沢処理区・汚水） .....	17
(3) 雨水管渠整備延長（米沢処理区） .....	18
(4) 主要処理施設・機器設備 .....	19
(5) 下水道事業費内訳 .....	20
(6) 私道枝線対策 .....	26
5. 普及状況と支援策 .....	27
(1) 公共下水道の面整備状況 .....	27
(2) 排水設備確認申請の推移 .....	28
(3) 融資あっせんと利子補給制度 .....	28
(4) 普及促進補助金 .....	30
(5) 多様な媒体を活用した普及啓発活動 .....	31
6. 水質規制 .....	32
(1) 特定事業場 .....	32
(2) 除害施設の設置が義務付けられる事業場 .....	34
(3) 監視と管理 .....	34
7. 下水道事業の推移 .....	35
(1) 業務量の推移 .....	35
(2) 使用料単価及び汚水処理原価 .....	41
8. 使用料・受益者負担金及び分担金 .....	42
(1) 公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料 .....	42
(2) 受益者負担金及び分担金 .....	43
(3) 分担金 .....	44
9. 財政状況（令和6年度決算） .....	45
(1) 令和6年度事業概況 .....	45
(2) 予算決算対照表 .....	46
(3) 損益及び資本的収支比較 .....	47
(4) 費用構成 .....	52
(5) 貸借対照表 .....	53
(6) 経営分析表 .....	54
10. 処理槽設置整備事業の沿革 .....	55
11. 上下水道部組織と各担当の業務内容 .....	56

## 1. 米沢市の概要

本市は山形県の最南端に位置し、北は高畠町と川西町に、西は飯豊町に、東と南は福島県に接しており、奥羽山脈、国立公園の吾妻、飯豊の美しい山なみに抱かれた地勢である。そして、山形県の母なる川「最上川」の源流である松川をはじめとする河川と、小野川などの特色ある温泉が散在し、豊かな自然環境の中に存している。

また、本市は伊達政宗生誕の地、さらに上杉の城下町として豊富な史跡を有している。文治5年（1189）、長井庄の地頭大江時広が米沢に城を築いたといわれ、約190年統治した。その後伊達氏約210年、蒲生氏約10年、上杉氏約270年の統治であった。明治2年7月米沢県、同11月置賜県、明治9年山形県に合併している。

明治22年4月1日に市制を施行、当時の市域は18.48平方km、人口30,234人で、200余年の伝統を持つ米沢織の産業都市として発展してきた。昭和28年から30年までに周辺10か村を合併し、その結果市域も東西32.1km、南北28.2km、総面積548.51平方kmとなり、令和元年度に市制施行130周年を迎える現在に至っている。

人口は、国勢調査において昭和35年の人口をピークに昭和50年までは減少傾向にあったが、昭和50年から平成7年までは一貫して増加してきた。しかし、平成12年には再び減少に転じ、令和2年の国勢調査人口は81,252人となり、平成27年と比較して約4,700人減少した。

本市の産業は、以前は農業と米沢織物が中心であったが、昭和30年代から行った企業誘致等により電気機械製造業が隆盛となった。昭和53年には、わが国最初の中核工業団地である「米沢八幡原中核工業団地」、平成12年からは「米沢オフィス・アルカディア団地」の分譲を開始し、繊維産業から情報通信関連を中心とする精密加工産業に転換してきた。この結果、現在では製造品出荷額等が県内1位であり、東北有数の工業都市となっている。研究開発機能の集積を図るとともに、山形大学工学部で開発が進む有機エレクトロニクス分野や先端技術研究を生かした产学官連携による新産業創出にも取り組んでいる。

また、本市には、山形大学工学部、山形県立米沢女子短期大学、山形県立米沢栄養大学の3つの高等教育機関があり、これらの機能を活用した学園都市づくりを行っている。

交通面では、平成29年11月に東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC間）が開通、福島市から米沢市間が約20分短縮されるとともに、平成9年に供用開始している一般有料道路米沢南陽道路8.8kmと接続され、この区間も東北中央自動車道に改称された。

## 2. 下水道事業の沿革

### (1) 下水道事業の沿革

#### ①公共下水道事業

本市の下水道事業は、第四次米沢市建設振興計画の中で緊急課題として取り上げられ、昭和45年度から48年度までの4か年にわたり、用途区域を対象に計画面積1,779ha、計画人口82,000人の「基本計画」を策定した。引き続き昭和48年から49年にかけ、整備優先度の高い中部地区を対象に計画面積604ha、計画人口36,000人の「事業計画」を策定し、公共下水道事業計画の認可を昭和50年1月20日に受け、10か年の継続事業として着手したのが始まりである。

さらに、米沢市八幡原中核工業団地及び米沢市桑山住宅団地の下水道整備については、団地関連公共施設の一つとして特定公共下水道事業で実施することとし、昭和50年に計画面積683ha、計画人口7,700人の「基本計画」及び「事業計画」を策定した。昭和51年2月27日には、公共下水道事業に特定公共下水道事業を追加する公共下水道事業計画の変更認可を受け、特定公共下水道にも着手した。

昭和61年3月17日に八幡原処理系統が、昭和63年10月1日に米沢処理系統が供用開始し、その後、西部地区、北部地区の一部へと計画区域を拡大した。さらに平成10年12月には米沢駅を中心とする東部第1期地区、平成17年3月には通町及び東大通方面を東部第2期地区として、区域拡大による事業計画の変更認可を受け整備を進めた。

平成22年度には、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、全体計画区域の見直しを行い、既成市街地の東部、中部、西部、北部、八幡原地区及びその周辺集落を合わせた2,334haに縮小し、平成27年度に行った「米沢市生活排水処理基本計画」の見直しに伴い、平成28年度には全体計画区域を2,321.8haに縮小した。

平成31年4月からは、地方公営企業法を適用し、下水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計を公営企業会計に移行した。

令和4年度には、令和2年度に行った「米沢市生活排水処理基本計画」の改定と併せ、全体計画区域を2,311.5haに縮小すると共に、「し尿処理施設」（米沢クリーンセンター・南陽クリーンセンター）の統廃合により、し尿及び浄化槽汚泥を米沢浄水管理センターで処理することとしたため、「全体計画」及び「事業計画」に「し尿受入施設」を位置付けた。

現在、全体計画区域のうち、既成市街地及び周辺集落を含めた2,243.0haの事業計画を策定し、主に要望路線の管渠整備と併せ、平成28年度に策定した「米沢市ストックマネジメント計画」に基づき、米沢市浄水管理センター及び中継ポンプ場の改築工事を実施している。

また、し尿受入施設については、下水道広域化推進総合事業を活用し、令和4年度から設計・施工一括発注方式にて工事を進め、令和6年度に竣工、令和7年4月1日から供用を開始した。

[沿革]

- 昭和45年度 公共下水道基本計画立案に着手（昭和48年度完了）
- 昭和48年度 公共下水道事業計画立案に着手（昭和49年度完了）
- 昭和49年度 公共下水道事業計画の認可  
公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和55年度完了）
- 昭和50年度 特定公共下水道基本計画及び事業計画策定  
特定公共下水道を追加する事業計画の変更認可  
特定公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和51年度完了）
- 昭和51年度 特定公共下水道汚水管布設工事に着手
- 昭和54年度 米沢市八幡原中核工業団地汚水暫定放流開始
- 昭和56年度 公共下水道中部地区汚水管布設工事に着手  
最上川水管橋建設工事に着手（県企業局との合併施工、昭和57年度完了）
- 昭和57年度 処理施設の配置等を変更する事業計画の変更認可  
米沢浄水管理センター建設工事（第1期）に着手（昭和61年度完了）
- 昭和58年度 上新田中継ポンプ場用地取得
- 昭和59年度 予定処理区域〔八幡原地区〕を縮小する事業計画の変更認可  
上新田中継ポンプ場建設工事（第1期）に着手（昭和60年度完了）  
米沢浄水管理センター排水樋門新設工事を建設省に委託
- 昭和60年度 特定公共下水道供用及び処理開始（61年3/17）
- 昭和61年度 米沢浄水管理センター建設工事（第2期）に着手（平成元年度完了）  
特定公共下水道協議会発足（6/5）
- 昭和62年度 予定処理区域〔八幡原地区縮小、北部地区拡大〕を縮小する事業計画の変更認可
- 昭和63年度 公共下水道供用及び処理開始〔中部地区〕（10/1）  
公共下水道北部地区汚水管布設工事に着手
- 平成2年度 予定処理区域〔西部地区等〕を拡大する事業計画の変更認可  
公共下水道西部・八幡原地区汚水管布設工事に着手
- 平成3年度 公共下水道供用及び処理開始〔西部地区〕（4年3/31）
- 平成4年度 特定公共下水道を公共下水道に認可替えする（8/20）  
特定公共下水道協議会を八幡原下水道協議会に名称変更（9/22）
- 平成6年度 予定処理区域〔西部地区・塩井地区〕を拡大する事業計画の変更認可
- 平成8年度 予定処理区域〔八幡原地区44ha〕を拡大する事業計画の変更認可（10/30）
- 平成10年度 予定処理区域〔東部地区298ha〕を拡大する事業計画の変更認可（12/4）
- 平成12年度 東部地区幹線管渠及び中田町中継ポンプ場建設工事に着手
- 平成14年度 中田町中継ポンプ場完成、東部地区供用開始（15年3/31）
- 平成16年度 予定処理区域〔東部第2期地区等190.3ha〕の拡大並びに米沢系水処理施設規模  
を変更する事業計画の変更認可（17年3/11）  
米沢浄水管理センターおよび上新田中継ポンプ場改築事業（改築診断）に着手
- 平成18年度 公共下水道東部第2期地区汚水管布設工事に着手  
東部第2期地区供用開始（19年3/31）  
米沢浄水管理センター改築工事に着手  
汚泥濃縮方式及び消化タンク・脱水機・ガスホルダーの規模を変更する事業計画  
の変更認可（19年3/19）
- 平成19年度 上新田中継ポンプ場改築工事に着手  
汚泥ホッパ棟増設工事に着手

平成20年度 汚泥濃縮棟、水処理施設、沈砂池設備増設工事に着手

平成21年度 米沢浄水管理センター及び上新田中継ポンプ場の長寿命化計画策定に着手

平成22年度 予定処理区域〔窪田地区（主に中田町）及び用途区域界に隣接する区域〕を拡大（246.3ha）する事業計画の変更認可（23年3/29）

平成23年度 消化汚泥の加温方式変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に汚泥加温棟を追加する変更認可（24年3/23）

平成24年度 米沢浄水管理センター改築工事（長寿命化計画 H24～H28 5か年）に着手  
生活排水事業の一元化に伴い、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業が下水道課に移管となる

平成25年度 北部第一幹線のルート・延長を変更する事業計画の変更協議（26年3/26）

平成28年度 下水道課が建設部から水道部に移管、上下水道部となる（4/1）  
計画期間を平成29年度から平成32年度（4か年）とする米沢市下水道ストックマネジメント計画を策定。

平成29年度 米沢浄水管理センター外 第2期改築工事（ストックマネジメント計画 H29～R2 4か年）に着手  
事業期間を平成36年度まで延伸する事業計画の変更協議（30年3/13）

令和元年度 平成31年4月から地方公営企業法適用

令和3年度 米沢浄水管理センター外 第3期改築工事（ストックマネジメント計画 H3～R7 5か年）に着手

令和4年度 「し尿受入施設」を事業計画に位置付ける変更認可（4/14）

令和5年度 予定処理区域〔太田町五丁目を縮小（6.2ha）、八幡原地区を拡大（1.0ha）〕を縮小（5.2ha）する事業計画の変更認可（6年3/29）

令和7年度 「し尿受入施設」の供用を開始

## ②農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全に寄与するため、平成8年度に事業着手し、平成12年4月に供用開始した。供用開始から20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、平成29年度に改築に向けた調査を行い、平成30年度に改築計画を策定し、令和3年度に改築工事に着手した。

### [沿革]

平成7年度 農業集落排水事業計画に着手（21処理区）

平成8年度 成島地区農業集落排水事業の採択（A=33ha）  
成島地区農業集落排水汚水管布設工事に着手（平成11年度完了）

平成9年度 成島地区農業集落排水処理施設の用地取得に着手（平成9年度完了）

平成10年度 成島地区農業集落排水処理施設建設工事に着手（平成11年度完了）

平成12年度 成島地区農業集落排水 供用及び処理開始

平成13年度 県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し（21処理区 → 3処理区）

平成22年度 県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し（下小菅・浅川地区を浄化槽処理区域へ変更）

平成24年度 成島地区農業集落排水事業を下水道課に移管

平成29年度 成島地区農業集落排水処理施設の調査診断を実施

平成30年度 成島地区農業集落排水処理施設改築計画を策定

令和元年度 平成31年4月から地方公営企業法適用  
成島地区農業集落排水処理施設改築工事の事業計画承認

令和3年度 成島地区農業集落排水処理施設改築工事を実施（令和4年度完了）

## (2) 法手続の経緯

### ①公共下水道

#### 米沢都市計画下水道の決定(変更)

告示番号 告示年月日	変更理由	排水(処理)区域面積(ha)		計画人口 (人)
		汚水計画	雨水計画	
米沢市告示 第45号 S49.11.8	地域住民の生活環境の改善、福祉の向上及び公共用水域の水質汚濁防止を目的として米沢都市計画下水道の決定を行う。	米沢処理区 1,779	1,779	82,000
米沢市告示 第38号 S50.10.22	八幡原中核工業団地造成計画に先駆け、特定公共下水道とする区域を追加変更する。	米沢処理区 2,642	2,642	89,700
米沢市告示 第47号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第49号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第27号 S63.3.1	上位計画である、山形県最上川流域別下水道整備総合計画見直しと土地利用の変更に伴い、下水道計画の変更を行う。	米沢処理区 1,779	2,642	72,000
		八幡原処理区 340		6,700
米沢市告示 第53号 H2.3.8	効率的な下水道計画を立案するため、周辺集落の一部を追加すると共に、幹線管渠の見直し変更を行う。	米沢処理区 1,832	2,642	71,000
		八幡原処理区 355		7,100
米沢市告示 第100号 H8.4.23	産業拠点都市(オフィスアルカディア)計画に伴い、下水道区域として追加し、幹線管渠表示簡素化による幹線の廃止を行う。また、米沢処理区として一本化する。	米沢処理区 2,221	2,496	71,000
米沢市告示 第9号 H10.1.23	東部地区の基本計画を見直し、東部幹線ルートの変更及び東部中継ポンプ場の位置を変更し、中田町中継ポンプ場とすると共に、幹線管渠の廃止を行う。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000
米沢市告示 第156号 H12.6.20	中田町中継ポンプ場の位置を河川区域から区域外に変更し、水害発生時のリスク回避を図る。また、近年の技術革新の導入により施設のコンパクト化を図り、ポンプ場施設の機能保全と敷地の有効利用を図る。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000

## 下水道事業計画の(変更)認可、協議(1/3)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号 認可年月日	変更理由	排水（処理）区域面積 (ha)		計画人口 (人)
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都 下事発 第9号 S50.1.20 山形県 指令計 第11340号 S50.2.5	近年の産業、経済の飛躍的な発展による公共用水域の水質汚濁を防止するため、米沢市公共下水道計画を策定し、事業計画認可を取得する。	米沢処理区 603.5	603.5	36,000
建設省形都 下公発 第1号 S51.2.27 山形県指令 計第11518号 S51.3.3	八幡原中核工業団地造成計画に伴い、特定公共下水道計画を立案し、公共下水道事業及び特定公共下水道事業の両計画により下水道整備を図るため、事業計画の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第6号 S57.9.22 山形県指令 計第4296号 S57.10.1	特定公共下水道計画との効果的な事業推進を図るため、事業計画(終末処理施設の配置及び下水の処理能力)の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第4号 S59.7.17 山形県指令 下水 第2691号 S59.8.17	より一層の効果的な事業の推進を図るために、事業計画(予定処理区域、放流吐き口の配置、主要な管渠の配置、能力、ポンプ施設)の変更を行う。	米沢処理区 943.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第3号 S63.3.25 山形県指令 下水第33号 S63.5.31	特定公共下水道計画区域の一部を公共下水道計画区域へ見直しする。北部地区の区域35haを追加する。 上位計画である最上川流域別下水道整備総合計画の見直しに併せて、本市の下水道計画を見直し変更を行う。	米沢処理区 639 八幡原処理区 271 計 910	1,247	30,000 3,300 33,300
建設省形都 下公発 第14号 H2.9.11 山形県指令 下水第64号 H2.8.31	下水道計画の効果をより一層促進するため、周辺集落の一部を下水道整備区域として追加拡大を行う。 西部地区の一部を区域拡大する。 これらに伴い、終末処理施設の増設を図る。	米沢処理区 986.5 八幡原処理区 288.5 計 1,275	1,247	44,000 3,600 47,600
建設省形都 下公発 第1号 H4.8.20 山形県指令 下水第96号 H4.8.21	円滑な下水道事業推進を図るため、特定公共下水道を公共下水道に認可替えを行う。 終末処理施設の能力を見直し、施設計画の変更を行う。	米沢処理区 1,275	1,247	47,600
建設省形都 下公発 第2号 H6.10.27 山形県指令 下水 第130号 H6.11.29	西部地区の館山・塩井・愛宕地区を下水道事業区域に追加変更する。 また、これに伴う事業期間の延伸を行う。	米沢処理区 1,463	1,247	56,000

## 下水道事業計画の(変更)認可、協議(2/3)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号 認可年月日	変更理由	排水（処理）区域面積 (ha)		計画人口 (人)
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都下公発第10号 H8.10.30 山形県指令下水第4号 H9.1.24	下水道全体計画の見直しを行い、全体事業目標年次を平成27年度とする。オフィスアルカディア事業計画に伴い、事業区域の44ha区域拡大を行う。	米沢処理区 1,507	1,247	50,090
建設省形都下公発第10号 H10.12.4 山形県指令下水第40号 H11.2.9	上位計画見直し作業に整合見直しする。下水道整備による整備率が概ね76%に達することから、東部地区の一部約298haの区域を事業区域として追加変更する。東部汚水幹線の廃止及び変更並びに追加等の変更を行う。	米沢処理区 1,805	1,247	48,400
山形県指令下水第7号 H12.6.29 山形県指令下水第8号 H12.7.25	汚水計画における中田町中継ポンプ場の位置及び東部汚水幹線ルートを変更する。 雨水計画における中部雨水幹線ルートを一部変更する。	米沢処理区 1,805	1,247	57,000
山形県指令都計第29号 H17.3.11 山形県指令都計第28号 H17.3.11	下水道の整備率が、概ね82%に達することから、東部地区の南側区域(国道121号南側)約190haを事業区域に追加する。原単位等の見直しにより、米沢系水処理施設規模を6池に変更する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令都計第30号 H19.3.19	汚泥処理の方法を総合的に見直し、機械濃縮設備を追加する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令下水第26号 H23.3.29 山形県指令下水第35号 H23.3.29	下水道の整備率が、概ね84%に達することから、用途区域内の北部地区及び用途地域に隣接する周辺計画区域の約247haを事業区域に追加する。 木和田中継ポンプ場は、技術向上によりマンホールポンプで対応することとし、ポンプ施設調書(第5表)から削除する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県指令下水第16号 H24.3.23	消化汚泥の加温方式の変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に汚泥加温棟を追加する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県下水第380号 H26.3.26	北部第一幹線のルート・延長を変更する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
下水第333号 H30.3.13 指令下水第6号 H30.3.23	工事完成予定年月日を平成29年度から平成36年度まで7年延伸を行うとともに、整備済区域6.6haを追加する。	米沢処理区 2,248	1,247	56,000
下水第25号 R4.4.14	し尿受入施設整備に伴う計画諸元の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,248	1,247	52,680

## 下水道事業計画の(変更)認可、協議(3/3)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号 認可年月日	変更理由	排水（処理）区域面積 (ha)		計画人口 (人)	
		污水計画	雨水計画		
下水第276号 R6.3.29	生活排水処理基本計画の改定に併せ、予定処理区域〔太田町五丁目地区(6.2ha)〕を縮小すると共に、整備済区域〔八幡原地区(1.0ha)〕を追加する。	米沢処理区	2,243	1,247	50,150

## ②農業集落排水

認可番号 認可年月日	変更理由	排水（処理）区域面積 (ha)		計画人口 (人)
		污水計画	雨水計画	
農計 第819号 H8.5.10	地域住民の生活環境の改善及び河川・農業用水路の水質汚濁防止を目的として、事業採択の承認を受ける。	33		1,030
農計 第1351号 R2.3.6	農業集落排水処理施設の改築工事に伴い、事業計画の承認を受けるとともに、計画人口・計画汚水量等の見直しを行う。	33		530

### 3. 計画の概要

#### (1) 公共下水道事業整備計画

##### ① 全体計画

令和4年度策定の令和32年を目標年度とした。

全体計画は、次表のとおりである。

区分 項目		全体計画					
計画目標年次		令和32年					
計画人口		43,800人					
排除方式		分流式					
処理区域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計	
下水道計画区域(ha)		1,895.6		415.9		2,311.5	
用途地域(ha)		1,779.0		374.0		2,153.0	
計画処理人口(人)	用途地域	38,310		2,110		40,420	
	周辺地域	3,040		340		3,380	
	計	41,350		2,450		43,800	
	日帰り観光	12,000		—		12,000	
	合計	53,350		2,450		55,800	
区分 項目		日平均		日最大		時間最大	
汚水量 原単位 (L／人・日)	米沢	八幡原	米沢	八幡原	米沢	八幡原	
	用途地域	265	265	375	375	600	600
	周辺地域	265	265	375	375	600	600
地下水 原単位 (L／人・日)	日帰り観光	30	—	30	—	60	—
	用途地域	40	40	40	40	40	40
	周辺地域	40	40	40	40	40	40
計画汚水量 (m <sup>3</sup> ／日)	その他	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%
	用途地域	10,960	650	15,510	920	24,810	1,470
	周辺地域						
	日帰り観光	360	—	360	—	720	—
	工場	6,440	7,760	6,440	7,760	12,880	8,050
	地下水	1,660	460	1,660	460	1,660	460
	特殊汚水	370	300	370	430	370	690
	合計	19,790	9,170	24,340	9,570	40,440	10,670
28,960				33,910		51,110	

## ②事業計画

下水道法・都市計画法に基づき策定した事業計画は、次表のとおりである。

区分 項目		事業計画（令和5年度）							
計画目標年次		自昭和50年1月20日 至令和13年3月31日							
計画人口		50,150人							
排除方式		分流式							
処理区域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計			
下水道計画区域(ha)		1,890.44		352.56		2,243.00			
用途地域(ha)		1,779.00		312.39		2,091.39			
計画処理人口 (人)	用途地域	44,770		1,610		46,380			
	周辺地域	3,380		390		3,770			
	計	48,150		2,000		50,150			
	従業員	—		—		0			
	日帰り観光	12,000		—		12,000			
	合計	60,150		2,000		62,150			
区分 項目		日平均		日最大		時間最大			
汚水量原単位 (L／人・日)	用途地域	米沢		八幡原		米沢			
	周辺地域	265		265		375			
	従業員	—		—		—			
	日帰り観光	30		—		30			
地下水量 原単位 (L／人・日)	用途地域	40		40		40			
	周辺地域	40		40		40			
	その他	—		工場排水×10%		—			
計画汚水量 (m <sup>3</sup> ／日)	用途地域	12,760		530		18,060			
	周辺地域								
	従業員	—		—		—			
	日帰り観光	360		—		360			
	工場	6,480		7,570		6,480			
	地下水	1,920		440		1,920			
	特殊汚水	370		300		440			
	合計	21,890		8,840		27,190			
流入水質 (mg/L)		米沢処理系統				八幡原処理系統			
	BOD	250				120			
	SS	200				100			

## (2) 管渠施設及び処理施設等

### ①管渠施設(主要な管渠)

管 渠 調 書 ( 汚 水 )			
処理区の名称	内 のり寸法	延 長	摘要
	(単位:ミリメートル)	(単位:メートル)	
米沢処理区	150～1,500	55,300	

### ②汚水地区別計画

		計画面積 (ha)	計画人口 (人)	日最大計画汚水量 (m³/日)	排除方式
米沢 処理系	東部地区	552.64	12,290	10,100	分流式
	中部地区	614.00	17,280	7,455	
	西部地区	568.90	14,830	6,535	
	北部地区	154.90	3,750	3,100	
	小計	1,890.44	48,150	27,190	
八幡原地区		352.56	2,000	9,190	
合計		2,243.00	50,150	36,380	

### ③ポンプ施設

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の 名 称	処理系統	ポンプ施設の 位 置	敷 地 面 積	1分間の揚水量		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
上新田中継 ポンプ場 (汚水)	八幡原 処理系統	大字上新田 字檜台	a 17	m³/分 6.94	-	
中田町中継 ポンプ場 (汚水)	米沢 処理系統	中田町 字若宮	a 7	m³/分 12.15	-	

### ④処理施設

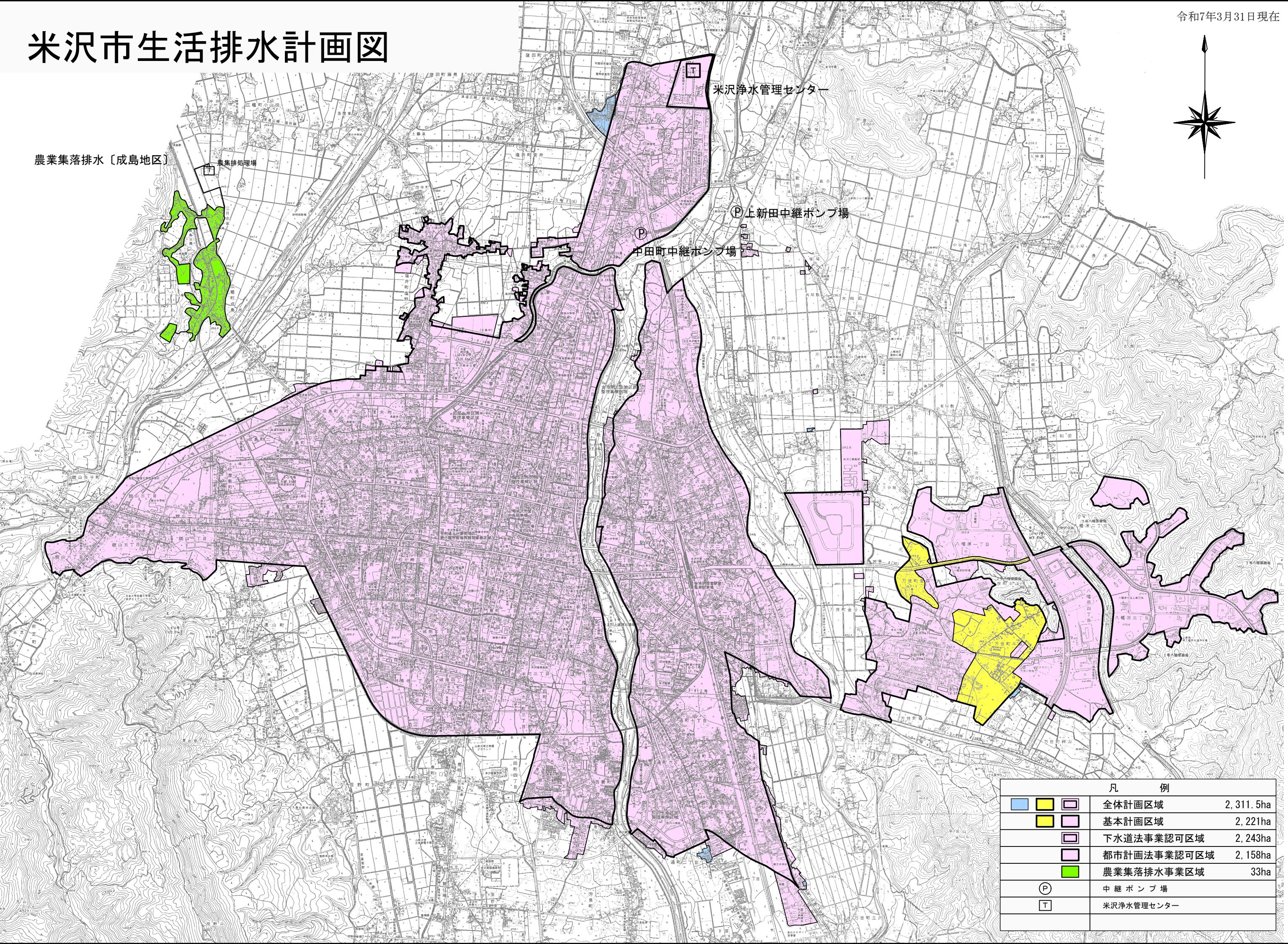
処理施設調書 米沢処理系統							
処理施設 の 名 称	位 置	敷地 面積 (ha)	処理 方法	処 理 能 力			摘要
				晴天日 最 大 (m³)	雨天日 最 大 (m³)	計画処理 人 口 (人)	
米沢浄水管 理センター	米沢市 中田町字台	13.2	標準 活性 汚泥法	28,700	-	48,150	計画下水量(日最大) 27,200m³/日 全体計画処理能力(日最大) 28,700m³/日 流入水質 BOD 250mg/L SS 200mg/L 処理水質 BOD 15mg/L SS 20mg/L

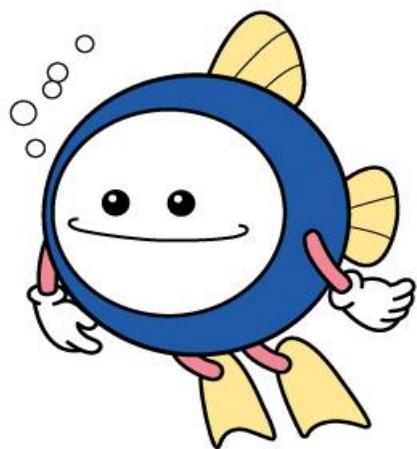
処理施設調書 八幡原処理系統							
処理施設 の 名 称	位 置	敷地 面積 (ha)	処理 方法	処 理 能 力			摘要
				晴天日 最 大 (m³)	雨天日 最 大 (m³)	計画処理 人 口 (人)	
米沢浄水管 理センター	米沢市 中田町字台	13.2	標準 活性 汚泥法	12,000	-	2,000	計画下水量(日最大) 9,200m³/日 全体計画処理能力(日最大) 12,000m³/日 流入水質 BOD 120mg/L SS 100mg/L 処理水質 BOD 15mg/L SS 20mg/L

### (3) 農業集落排水事業整備計画

項目	区分	事業計画（平成7年度）
事業採択		平成8年5月10日
目標年次		平成11年度
計画人口		530人
排除方式		分流式
処理区域		広幡町成島地区
計画区域		32.97ha

# 米沢市生活排水計画図





下水道マスコット「スイスイ」

## 4. 下水道の整備状況

### (1) 管渠整備延長(米沢処理区・汚水)

#### ①幹線別整備延長

(単位 : m)

幹線名	年 度	第四次 5 計	第五次 5 計	第六次 5 計	第七次 5 計	第八次 7 計	第九次 5 計	第十次 5 計	H25～R3	R4	R5	R6	合 計
		S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24					
米 沢 処 理 系 統	中部第 1 汚水幹線		1, 845. 67	4, 184. 91									6, 030. 58
	中部第 2 汚水幹線			620. 90									620. 90
	中部第 3 汚水幹線			485. 75		416. 66							902. 41
	中部第 4 汚水幹線			162. 05									162. 05
	中部第 5 汚水幹線		3, 025. 79	1, 428. 55									4, 454. 34
	中部第 6 汚水幹線			1, 141. 71									1, 141. 71
	中部第 7 汚水幹線		135. 99	147. 04									283. 03
	中部第 8 汚水幹線			307. 00									307. 00
	中部第 9 汚水幹線		1, 348. 90										1, 348. 90
	西部第 1 汚水幹線			1, 273. 80	5, 261. 57	70. 63							6, 606. 00
	西部第 2 汚水幹線					1, 116. 99							1, 116. 99
	西部第 4 汚水幹線				196. 44								196. 44
	西部第 5 汚水幹線			825. 00	1, 915. 06								2, 740. 06
	西部第 6 汚水幹線					474. 87							474. 87
	東部第 1 汚水幹線				4, 120. 81	2, 379. 32	95. 55						6, 595. 68
	東部第 2 汚水幹線					28. 51	459. 30						487. 81
	東部第 3 汚水幹線				1, 319. 01	899. 24	1, 748. 01						3, 966. 26
	東部第 4 污水幹線					225. 90							225. 90
	東部第 5 污水幹線					1, 399. 76	261. 13						1, 660. 89
	北部第 1 汚水幹線							638. 40					638. 40
	小 計		6, 356. 35	10, 576. 71	7, 373. 07	7, 518. 97	4, 932. 73	2, 563. 99	638. 40				39, 960. 22
八 幡 原 処 理 系 統	八幡原中央幹線	8, 623. 11	607. 15										9, 230. 26
	八幡原第 1 幹線	602. 85											602. 85
	八幡原第 2 幹線	628. 00											628. 00
	八幡原第 3 幹線	625. 75											625. 75
	八幡原第 4 幹線	1, 326. 00					98. 00						1, 326. 00
	八幡原第 4-1 幹線												98. 00
	八幡原第 5 幹線			31. 00	1, 430. 58								1, 461. 58
	小 計	11, 805. 71	607. 15	31. 00	1, 430. 58		98. 00						13, 972. 44
合 計		11, 805. 71	6, 963. 50	10, 607. 71	8, 803. 65	7, 518. 97	5, 030. 73	2, 563. 99	638. 40				53, 932. 66

## ②枝線整備延長

(単位 : m)

年 度 処理系統	第四次 5 計 S51～S55	第五次 5 計 S56～S60	第六次 5 計 S61～H 2	第七次 5 計 H 3～H 7	第八次 7 計 H 8～H14	第九次 5 計 H15～H19	第十次 5 計 H20～H24	H25～ R3	R4	R5	R6	合 計
米 沢 処 理 系 統		19,968.60	43,919.65	29,051.02	52,957.04	30,118.42	21,681.30	8,345.97	95.23	115.92	90.50	206,343.65
八幡原処理系統	1,034.05	490.50	477.90	8,003.70	5,173.20	85.10	△ 29.80	34.34		75.01	92.88	15,436.88
開 発 行 為 関 連			996.79	5,495.87	8,464.35	4,067.41	1,320.29	1,926.13	842.25	208.49	277.35	23,598.93
合 計	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	10,306.44	937.48	399.42	460.73	245,379.46

## ③サービス管整備延長

(単位 : m)

年 度 処理系統	第四次 5 計 S51～S55	第五次 5 計 S56～S60	第六次 5 計 S61～H 2	第七次 5 計 H 3～H 7	第八次 7 計 H 8～H14	第九次 5 計 H15～H19	第十次 5 計 H20～H24	H25～ R3	R4	R5	R6	合 計
サ ー ビ ス 管				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67					3,422.85

## ④幹線+枝線+サービス管累計

(単位 : m)

年 度 内 訳	第四次 5 計 S51～S55	第五次 5 計 S56～S60	第六次 5 計 S61～H 2	第七次 5 計 H 3～H 7	第八次 7 計 H 8～H14	第九次 5 計 H15～H19	第十次 5 計 H20～H24	H25～ R3	R4	R5	R6	合 計
幹 線 整 備 延 長	11,805.71	6,963.50	10,607.71	8,803.65	7,518.97	5,030.73	2,563.99	638.40				53,932.66
枝 線 整 備 延 長	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	10,306.44	937.48	399.42	460.73	245,379.46
サービス管整備延長				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67					3,422.85
合 計	12,839.76	27,422.60	56,002.05	52,968.71	75,479.22	39,724.71	25,555.45	10,944.84	937.48	399.42	460.73	302,734.97

## (2) 事業別整備延長(米沢処理区・汚水)

(単位 : m)

内訳 年 度	幹 線				枝 線				合 計				
	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	サービス管	計
第四次 5ヶ年計画 (S51～S55)	11,805.71			11,805.71	420.05	614.00		1,034.05	12,225.76	614.00			12,839.76
第五次 5ヶ年計画 (S56～S60)	6,963.50			6,963.50	999.68	19,459.42		20,459.10	7,963.18	19,459.42			27,422.60
第六次 5ヶ年計画 (S61～H2)	10,429.67	178.04		10,607.71	10,738.16	33,659.39	996.79	45,394.34	21,167.83	33,837.43	996.79		56,002.05
第七次 5ヶ年計画 (H3～H7)	6,538.21	2,265.44		8,803.65	8,605.88	28,448.84	5,495.87	42,550.59	15,144.09	30,714.28	5,495.87	1,614.47	52,968.71
第八次 7ヶ年計画 (H8～H14)	4,328.08	3,190.89		7,518.97	17,183.03	40,947.21	8,464.35	66,594.59	21,511.11	44,138.10	8,464.35	1,365.66	75,479.22
第九次 5ヶ年計画 (H15～H19)	4,932.73		98.00	5,030.73	11,747.00	18,456.52	4,067.41	34,270.93	16,679.73	18,456.52	4,165.41	423.05	39,724.71
第十次 5ヶ年計画 (H20～H24)	2,563.99			2,563.99	16,602.39	5,078.91	1,290.49	22,971.79	19,166.38	5,078.91	1,290.49	19.67	25,555.45
H25～R2	638.40			638.40	4,985.41	3,233.83	1,926.03	10,145.27	5,623.81	3,233.83	1,926.03		10,783.67
R3					52.00	74.73	34.44	161.17	52.00	74.73	34.44		161.17
R4					31.00	64.23	842.25	937.48	31.00	64.23	842.25		937.48
R5					62.00	128.93	208.49	399.42	62.00	128.93	208.49		399.42
R6					52.90	130.48	277.35	460.73	52.90	130.48	277.35		460.73
合 計	48,200.29	5,634.37	98.00	53,932.66	71,479.50	150,296.49	23,603.47	245,379.46	119,679.79	155,930.86	23,701.47	3,422.85	302,734.97



### (3) 雨水管渠整備延長(米沢処理区)

#### 幹線別整備延長

(単位 : m)

幹線名	年度	幅	延長
天王川左岸	第一幹線	S51～S57・H15	21, 103. 09
	第二幹線		
	第三幹線		
	第七幹線		
天王川右岸	第一幹線	0. 30～3. 35	21, 103. 09
	第二幹線		
	第三幹線		
	第四幹線		
	第五幹線		
	第六幹線		
	第七幹線		
中部第十二雨水幹線(地蔵川)	S26～S31	1. 00～2. 60	3, 017. 10
中部第五雨水幹線(鍛冶川)	S36～S43	1. 23～3. 05	1, 618. 50
中部第七雨水幹線	H13～H15	1. 30～2. 20	965. 35
合	計		26, 704. 04

## (4) 主要処理施設・機器設備

### ①米沢浄水管理センター

名 称	米 沢 济 水 管 理 セ ン タ 一	
	米 沢 処 理 系 統	八 幡 原 処 理 系 統
敷 地 面 積		13.2ha
供 用 開 始 日	昭和63年10月	昭和61年3月
沈 砂 池	平行流式長方形池 巾2.0m 長8.5m 深0.7m 2池	平行流式長方形池 巾1.5m 長5.0m 深0.3m 2池
最 初 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 3池 巾6.0m 長16.8m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 2池
エアレーションタンク	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 4池 巾6.0m 長59.5m 深5.0m 1池	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 3池
最 終 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 4池 巾6.0m 長42.1m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 3池
接 觸 タンク	長方形多列迂回流式 巾2.6m 長14.5m 深2.0m 容積226m <sup>3</sup>	長方形多列迂回流式 巾1.6m 長14.5m 深2.0m 容積232m <sup>3</sup>
汚 泥 濃 縮 設 備	円形重力式 容積170m <sup>3</sup>	円形重力式 容積170m <sup>3</sup>
機 械 濃 縮 機	ベルト型ろ過濃縮機 20m <sup>3</sup> /h 1台	ベルト型ろ過濃縮機 10m <sup>3</sup> /h 1台
汚泥消化タンク	嫌気性加温式1段消化 No.1容積 2,340m <sup>3</sup> No.2容積 1,170m <sup>3</sup>	嫌気性加温式1段消化 No.1容積 1,200m <sup>3</sup>
汚 泥 脱 水 機	遠心式 10m <sup>3</sup> /h 2台	ベルトプレス式 4.2m <sup>3</sup> /h (濾布1.5m) 1台 遠心式 10m <sup>3</sup> /h 1台
ガス貯留タンク	円筒堅型無水式 容積 1000m <sup>3</sup> × 1基	
汚 水 ポ ン プ	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 500mm 90kW (32m <sup>3</sup> /min) 1台 口径 300mm 30kW (9m <sup>3</sup> /min) 2台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 300mm 30kW (10m <sup>3</sup> /min) 2台 口径 250mm 18.5kW (6m <sup>3</sup> /min) 1台
送 風 機	単段ターボブロワー 80kW (50m <sup>3</sup> /min) 2台 ルーツ式ブロワー 45kW (25m <sup>3</sup> /min) 1台	45kW (27m <sup>3</sup> /min) 2台
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 主要変圧機 5台	設備容量 2,294kVA
自家発電設備	ガスタービンエンジン 三相交流発電機	定格出力 950PS (15°C) 1台 定格出力 625kVA 1台
その他の設備	脱臭設備(生物脱臭方式×1基、活性炭方式×3基)、汚泥加温設備(温水器、消化ガス発電機)	

### ②中継ポンプ場

名 称	中田町中継ポンプ場(米沢処理系統)	上新田中継ポンプ場 (八幡原処理系統)
敷 地 面 積	12.4a	17.0a
供 用 開 始 日	平成15年3月	昭和61年3月
沈 砂 池	なし ※阻水扉、除塵機械はあり	平行流式長方形池 巾2.5m 長3.0m 深0.25m
汚 水 ポ ン プ	吸込スクリュー式水中汚泥ポンプ 口径200mm 30kW(5.3m <sup>3</sup> /min) 3台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 250mm 30kW(5.9m <sup>3</sup> /min) 3台
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 設備容量 300kVA	受電電圧 6,600V 設備容量 200kVA
その他の設備	脱臭設備(活性炭方式)、自家発電設備、計装設備(レベル計、流量計)	自家発電設備、計装設備(レベル計、流量計)
上 屋	鉄筋コンクリート造 地下3階地上1階	鉄筋コンクリート造 地下2階地上1階

## (5) 下水道事業費内訳

### ①種別毎事業費内訳

(単位:千円)

内 許 年 度	補 助 事 業 費									
	雨水	汚 水							合計 (雨水含む) 小計 (汚水のみ)	
		管 渠			处 理 場					
		雨水管渠	污水管渠	ポンプ場	計	建設	改築	計		
建設	改築									
第 5 ケ 年 計 画 ( S 4 9 ~ S 5 0 )					120,000		120,000	120,000	120,000	
第 5 ケ 年 計 画 ( S 5 1 ~ S 5 5 )		1,393,338			1,393,338	919,562		919,562	2,312,900	
第 5 ケ 年 計 画 ( S 5 6 ~ S 6 0 )		1,507,547	508,353		2,015,900	4,818,650		4,818,650	6,834,550	
第 5 ケ 年 計 画 ( S 6 1 ~ H 2 )		4,116,000			4,116,000	2,581,100		2,581,100	6,697,100	
第 5 ケ 年 計 画 ( H 3 ~ H 7 )		3,733,100			3,733,100	2,103,200		2,103,200	5,836,300	
第 7 ケ 年 計 画 ( H 8 ~ H 1 4 )	359,162	4,242,288	1,220,150		5,462,438	1,455,000		1,455,000	6,917,438	
第 5 ケ 年 計 画 ( H 1 5 ~ H 1 9 )	102,649	2,936,020		31,500	2,967,520	379,300	569,000	948,300	3,915,820	
第 5 ケ 年 計 画 ( H 2 0 ~ H 2 4 )		2,021,820		83,500	2,105,320	1,866,300	673,100	2,539,400	4,644,720	
H 2 5 ~ H 2 7		716,720			716,720		1,897,391	1,897,391	2,614,111	
平 成 2 8 年 度		38,800			38,800		1,125,800	1,125,800	1,164,600	
平 成 2 9 年 度		56,776			56,776		95,200	95,200	151,976	
平 成 3 0 年 度		22,624			22,624		401,500	401,500	424,124	
令 和 元 年 度		53,800		90,000	143,800		729,200	729,200	873,000	
令 和 2 年 度				102,860	102,860		705,430	705,430	808,290	
令 和 3 年 度		6,000		24,000	30,000	6,886	271,790	278,676	308,676	
令 和 4 年 度		5,000		39,000	44,000	60,242	590,960	651,202	695,202	
令 和 5 年 度		10,000		27,643	37,643	276,944	173,000	449,944	487,587	
令 和 6 年 度		10,000		6,000	16,000	1,068,200	678,600	1,746,800	1,762,800	
合 計	461,811	20,869,833	1,728,503	404,503	23,002,839	15,655,384	7,910,971	23,566,355	46,569,194	
		21,331,644							47,031,005	

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

※ H31.4月から公営企業会計へ移行し、打切り決算を行ったため、平成30年度は5月までの支出額を含む。

(単位：千円)

単 独 事 業 費											総事業費 (汚水のみ)	総事業費 (雨水込み)						
雨水	汚 水							合計 (雨水込み)	事務費	合計 (事務費込)								
	管 渠		処理場		その他	小計 (汚水のみ)												
雨水管渠	污水管渠	ポンプ場	計	建設	改築													
17,542								17,542		17,542	120,000	137,542						
957,812	37,004		37,004				37,004	994,816		994,816	2,349,904	3,307,716						
26,851	1,337,322		1,337,322	31,000			1,368,322	1,395,173		1,395,173	8,202,872	8,229,723						
	2,922,470		2,922,470	146,188			3,068,658	3,068,658		3,068,658	9,765,758	9,765,758						
	5,222,307		5,222,307	31,100			5,253,407	5,253,407		5,253,407	11,089,707	11,089,707						
1,992	6,937,857	92,891	7,030,748				7,030,748	7,032,740		7,032,740	13,948,186	14,309,340						
81,335	2,007,065		2,007,065				2,007,065	2,088,400		2,088,400	5,922,885	6,106,869						
	588,331		588,331			31	588,362	588,362	60,603	648,965	5,293,685	5,293,685						
	311,712		311,712			31	311,743	311,743	58,688	370,431	4,149,142	4,149,142						
	99,196		99,196				99,196	99,196	20,956	120,152	1,284,752	1,284,752						
	80,189		80,189				80,189	80,189	10,600	90,789	242,765	242,765						
	136,209		136,209				136,209	136,209	13,500	149,709	573,833	573,833						
	59,888		59,888			3,585	63,473	63,473	14,895	78,368	951,368	951,368						
	26,132	420	26,552		5650	561	32,763	32,763	15,691	48,454	856,744	856,744						
	33,195		33,195			3,382	36,577	36,577	15,747	52,324	361,000	361,000						
	44,720		44,720		3,930	664	49,314	49,314	16,099	65,413	760,615	760,615						
	100,231		100,231			1,035	101,266	101,266	19,437	120,703	608,290	608,290						
	87,897		87,897	54,446	10,000	1,700	154,043	154,043	20,262	174,305	1,937,105	1,937,105						
1,085,532	20,031,725	93,311	20,125,036	262,734	19,580	10,989	20,418,339	21,503,871	266,478	21,770,349	68,418,611	69,965,954						
21,117,257																		

## ②本工事費内訳

内訳 年 度	補 助 事 業					事務費
	事業費	工事費	本工事費	測量試験費	補償費	
第三次 5ヶ年計画 (S 49～S 50)	120,000	112,507		2,200	110,307	7,493
第四次 5ヶ年計画 (S 51～S 55)	2,312,900	2,210,313	1,238,026	44,305	927,982	102,587
第五次 5ヶ年計画 (S 56～S 60)	6,834,550	6,685,187	6,428,577	243,347	13,263	149,363
第六次 5ヶ年計画 (S 61～H 2)	6,697,100	6,491,057	6,255,393	162,039	73,625	206,043
第七次 5ヶ年計画 (H 3～H 7)	5,836,300	5,673,891	5,151,111	252,181	270,599	162,409
第八次 7ヶ年計画 (H 8～H 14)	7,276,600	7,107,467	6,511,232	343,108	253,127	169,133
第九次 5ヶ年計画 (H 15～H 19)	4,018,469	3,912,033	3,613,173	201,748	97,112	106,436
第十次 5ヶ年計画 (H 20～H 24)	4,644,720	4,601,502	4,215,665	218,965	166,872	43,218
H 25～H 27	2,614,111	2,614,111	2,484,049	63,679	66,383	
平成28年度	1,164,600	1,164,600	1,065,373	98,067	1,160	
平成29年度	151,976	151,976	70,641	78,476	2,859	
平成30年度	424,124	424,124	416,476	5,520	2,128	
令和元年度	873,000	873,000	825,585	45,200	2,215	
令和2年度	808,290	808,290	761,100	47,190		
令和3年度	308,676	308,676	260,080	48,596		
令和4年度	695,202	695,202	657,202	38,000		
令和5年度	487,587	487,587	452,268	35,319		
令和6年度	1,762,800	1,762,800	1,756,800	6,000		
合 計	47,031,005	46,084,323	42,162,751	1,933,940	1,987,632	946,682

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

※ 平成31年4月から公営企業会計へ移行し、打切り決算を行ったため、平成30年度は5月までの支出額を含む。

(単位：千円)

事業費	工事費	単 独 事 業				事務費	総事業費
		本工事費	測量試験費	補償費	その他		
17,542	17,542		17,542				137,542
994,816	994,816	975,431	19,385				3,307,716
1,395,173	1,311,591	1,159,517	90,793	61,281		83,582	8,229,723
3,068,658	2,892,920	2,566,399	173,744	152,777		175,738	9,765,758
5,253,407	4,937,264	4,233,976	305,028	398,260		316,143	11,089,707
7,032,740	6,657,545	5,700,463	312,165	644,917		375,195	14,309,340
2,088,400	1,969,899	1,749,875	85,303	134,721		118,501	6,106,869
648,965	572,908	483,628	38,695	50,554	31	76,057	5,293,685
370,431	311,743	287,174	14,146	10,392	31	58,688	2,984,542
120,152	99,196	92,226		6,970		20,956	1,284,752
90,789	80,189	74,112	1,078	4,999		10,600	242,765
149,709	136,209	125,048		11,161		13,500	573,833
78,368	63,473	59,106		782	3,585	14,895	951,368
48,454	32,763	32,202			561	15,691	856,744
52,324	36,577	33,195			3,382	15,747	361,000
65,413	49,314	42,820	5,830		664	16,099	760,615
120,703	101,266	98,840	1,391		1,035	19,437	608,290
174,305	154,043	152,343			1,700	20,262	1,937,105
21,770,349	20,419,258	17,866,355	1,065,100	1,476,814	10,989	1,351,091	68,801,354

### ③財源内訳

事業費内訳 年 度	補 助 事 業					
	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫補助金	起 債	市 費	受益者負担	企業負担金
第三次 5ヶ年計画 ( S 49～S 50 )	120,000	31,000	61,500	8,125		19,375
第四次 5ヶ年計画 ( S 51～S 55 )	2,312,900	598,400	828,000	122,578		763,922
第五次 5ヶ年計画 ( S 56～S 60 )	6,834,550	2,091,560	3,367,440	269,433		1,106,117
第六次 5ヶ年計画 ( S 61～H 2 )	6,697,100	4,291,240	1,791,000	145,772	202,220	266,868
第七次 5ヶ年計画 ( H 3～H 7 )	5,836,300	2,917,748	2,586,286	18,800	313,466	
第八次 7ヶ年計画 ( H 8～H 14 )	7,276,600	3,977,722	2,894,238	33,338	371,302	
第九次 5ヶ年計画 ( H 15～H 19 )	4,018,469	2,117,050	1,710,100	4,995	185,555	違約金_769
第十次 5ヶ年計画 ( H 20～H 24 )	4,644,720	2,366,280	2,022,900	4,585	250,955	
平成 25 年度	1,080,562	581,445	449,100		50,017	
平成 26 年度	788,881	421,685	326,900	3,185	37,111	
平成 27 年度	744,668	392,799	316,200	254	35,415	
平成 28 年度	1,164,600	613,200	452,800	1,025	33,963	63,612
平成 29 年度	151,976	75,988	67,200		7,600	1,188
平成 30 年度	424,124	222,012	186,300	94	15,718	
令和元年度	873,000	470,700	379,700		22,600	
令和 2 年度	808,290	437,057	347,930	6,560	16,743	
令和 3 年度	308,676	161,038	144,100		95	3,443
令和 4 年度	695,202	364,391	330,700	90		21
令和 5 年度	487,587	252,444	233,600	611	860	72
令和 6 年度	1,762,800	915,330	846,700	770		
合 計	47,031,005	23,299,089	19,342,694	620,215	1,543,620	2,157,051
						68,336

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

(単位：千円)

単 独 事 業							総事業費	
事 業 費	財 源 内 訳							
	過年相殺	起 債	市 費	受益者負担	企業負担金	開発者負担	繰入金	
17,542						17,542		137,542
994,816						994,816		3,307,716
1,395,173	21,840	1,239,600	68,275		2,325	63,133		8,229,723
3,068,658		2,528,100	49,280	427,720	300	63,258		9,765,758
5,253,407		4,152,600	911,760	189,047				11,089,707
7,032,740	9,300	6,464,200	203,840	355,400				14,309,340
2,088,400		1,983,800	4,124	100,476				6,106,869
648,965		615,800		33,117	違約金_48			5,293,685
107,354		101,900		5,428	違約金_26			1,187,916
110,474		104,800		5,674				899,355
152,603		144,800		7,803				897,271
120,152		114,100					6,052	1,284,752
90,789		86,000		4,789				242,765
149,709		142,800		6,909				573,833
78,368		71,400	3,585	3,383				951,368
48,454		46,670	1,316				468	856,744
52,324		36,100	5,808	9,936			480	361,000
65,413		53,200	1,238	10,013			962	760,615
120,703		111,100	2,189	6,854			560	608,290
174,305		152,500	6,388	14,240	46		1,131	1,937,105
21,770,349	31,140	18,149,470	1,257,803	1,180,789	2,745	1,138,749	9,653	68,801,354

## (6) 私道枝線対策

下水道事業計画区域内において、水洗化の普及促進と生活環境の改善を図るため、一定の要件を満たす私道にも公道と同様に公共下水道を整備できる「私道枝線設置申請」制度を設けている。

### <適用要件>

1. 土地所有者の承諾が得られること。
2. 公道に面していない家屋が2軒以上であること。
3. 施工後、速やかに下水道に接続すること。
4. 機械施工が可能な道路幅員を有していること。

私道枝線設置申請一覧

設置 年度	申請 件数	取り下 げ件数	設 置 件 数																未設置 件 数		
			H20 以前	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
H27 以前	555	12	495	5	3	6	11	3	3	6	4	1	1	1	0	0	0	1	540	3	
H28	1											1							1	0	
H29	0																		0	0	
H30	0																		0	0	
R1	0																		0	0	
R2	2													1	1				2	0	
R3	2															1	1		2	0	
R4	1															1			1	0	
R5	1																	1	1	0	
R6	1																		0	1	
計	563	12	495	5	3	6	11	3	3	6	4	2	1	1	1	1	2	1	2	547	4

## 5. 普及状況と支援策

### (1) 公共下水道の面整備状況

米沢市公共下水道の面整備率一覧表

(面積の単位 : ha) (R7. 3. 31現在)

地区 供用年月日	全体計画面積	614.00	568.90	159.10	553.60	212.30	203.60	2,311.50	累計 ⑦	面整備率 ⑦／事業 計画面積 ⑦／全体 計画面積
	事業計画面積	614.00	568.90	154.90	552.64	148.96	203.60	2,243.00		
	中部	西部	北部	東部	八幡原	工業団地	計			
①	②	③	④	⑤	⑥	①～⑥				
S61. 3. 17	-	-	-	-	-	182.95	182.95	-	-	-
S63. 10. 1	268.54	-	-	-	-	-	268.54	451.49	22.6%	16.1%
H1. 3. 17	59.95	-	3.94	-	-	0.84	64.73	516.22	25.9%	18.5%
H2. 3. 31	58.98	-	0.72	-	-	-	59.70	575.92	28.9%	20.6%
H3. 3. 31	38.04	-	0.41	-	0.64	-	39.09	615.01	30.8%	22.0%
H4. 3. 31	14.04	26.66	0.13	-	0.88	-	41.71	656.72	32.9%	23.5%
H5. 3. 31	22.02	13.83	4.17	-	0.51	-	40.53	697.25	34.9%	24.9%
H6. 3. 31	15.72	16.33	0.67	-	0.32	-	33.04	730.29	36.6%	26.1%
H7. 3. 31	22.55	33.03	-	-	24.68	-	80.26	810.55	40.6%	29.0%
H8. 3. 31	9.78	44.55	0.75	-	9.95	-	65.03	875.58	43.9%	28.6%
H9. 3. 31	15.21	39.36	0.25	-	0.97	-	55.79	931.37	46.7%	30.4%
H10. 3. 31	5.67	57.62	1.21	-	2.94	-	67.44	998.81	50.1%	32.6%
H11. 3. 31	4.81	70.23	0.16	-	25.02	-	100.22	1,099.03	55.1%	35.9%
H12. 3. 31	8.70	55.63	0.99	-	12.94	-	78.26	1,177.29	59.0%	38.4%
H13. 3. 31	0.82	26.25	0.42	7.25	3.45	-	38.19	1,215.48	60.9%	39.7%
H14. 3. 31	0.94	19.20	1.98	5.40	0.04	-	27.56	1,243.04	62.3%	40.6%
H15. 3. 31	1.27	5.03	5.57	15.98	1.08	-	28.93	1,271.97	63.7%	41.5%
H16. 3. 31	1.24	4.74	-	27.80	6.39	-	40.17	1,312.14	65.8%	44.0%
H17. 3. 31	9.13	46.06	18.01	64.22	37.52	-	174.94	1,487.08	74.5%	49.8%
H18. 3. 31	1.82	6.15	1.78	50.78	1.23	-	61.76	1,548.84	77.6%	51.9%
H19. 3. 31	0.71	1.85	-	28.67	0.60	-	31.83	1,580.67	79.2%	53.0%
H20. 3. 31	1.34	0.81	-	34.91	0.19	-	37.25	1,617.92	81.1%	54.2%
H21. 3. 31	-	1.12	-	28.96	0.05	-	30.13	1,648.05	82.6%	55.2%
H22. 3. 31	0.28	0.05	-	33.47	-	-	33.80	1,681.85	84.3%	72.1%
H23. 3. 31	2.08	2.07	0.03	28.85	1.28	-	34.31	1,716.16	76.6%	73.5%
H24. 3. 31	1.35	1.91	-	20.40	0.15	-	23.81	1,739.97	77.6%	74.5%
H25. 3. 31	0.51	4.37	0.10	18.21	0.11	-	23.30	1,763.27	78.7%	75.5%
H26. 3. 31	0.50	1.38	-	10.85	-	-	12.73	1,776.00	79.2%	76.1%
H27. 3. 31	0.11	0.24	4.79	4.23	-	-	9.37	1,785.37	79.6%	76.5%
H28. 3. 31	0.05	0.02	-	9.57	0.07	-	9.71	1,795.08	80.1%	76.9%
H29. 3. 31	-	1.16	-	3.15	-	-	4.31	1,799.39	80.3%	77.5%
H30. 3. 31	0.02	0.45	0.00	1.76	0.08	-	2.31	1,801.70	80.1%	77.6%
H31. 3. 31	1.74	1.72	0.13	2.91	0.24	-	6.74	1,808.44	80.4%	77.9%
R2. 3. 31	0.00	1.86	0.07	1.16	0.14	-	3.23	1,811.67	80.8%	78.0%
R3. 3. 31	0.02	0.04	0.10	0.32	0.27	-	0.75	1,812.42	80.8%	78.0%
R4. 3. 31	0.10	0.00	0.00	0.48	0.26	-	0.84	1,813.26	80.8%	78.0%
R5. 3. 31	-	0.62	1.73	0.89	-	-	3.24	1,816.50	81.0%	79.0%
R6. 3. 31	-	0.97	△ 0.08	1.26	1.24	-	3.39	1,819.89	81.1%	79.0%
R7. 3. 31	0.08	-	-	0.81	0.40	-	1.29	1,821.18	81.2%	79.0%
計	568.12	485.31	48.03	402.29	133.64	183.79	1821.18			

【各データについて】

整備面積は、下水道施設台帳整備業務委託で把握したデータを「平方メートル」から「ha」(小数点第三位を四捨五入)に換算している。また、四捨五入の処理を行ったため記載数値と計算合計値が合わない場合がある。

本市の公共下水道事業は、事業計画に基づき順次整備を進めており、下水道処理区域として供用開始の公示をした区域の住民には、早期の下水道接続を指導している。

下水道接続支援策として、汲取り便所または浄化槽からの転換には、改造工事費に対する融資あっせん利子補給制度、普及促進補助金を設け水洗化の普及促進に努めている。

## (2) 排水設備確認申請の推移

年度	S 6 3 ~ H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	計
申請件数	17,557	348	298	263	239	261	244	19,210

## (3) 融資あっせんと利子補給制度

この制度は、米沢市公共下水道処理区域内で、一日も早く下水道を利用していただくために、供用開始の公示の日から3年以内に排水設備工事をする者に対し、金融機関から改造工事資金の融資を受けることで発生する利子を、市が全額補助することで下水道の普及促進を図るものである。

- ・平成21年度から平成23年度まで、緊急経済対策のため供用開始からの年数制限を取り止めた。
- ・平成26年度から、普及促進のため供用開始からの年数制限を取り止めている。
- ・平成29年度から、普及促進のため普及促進補助金を受ける者も対象者としている。
- ・平成30年度から、普及促進のため償還期間を6ヶ月以内から9ヶ月以内とした。

### 制度の概要

区分	米沢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規程
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道が使える区域内における建物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た場合に限る。） ただし、建物の新築と法人（認可地縁団体を除く。）は対象外</li><li>・改造資金を一時に負担することが困難である者</li><li>・市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していない者</li><li>・下水道供用開始の公示の日から3年以内に改造工事等を完成する者</li><li>・普及促進補助金を受けない者</li></ul>
融資額	1世帯1件とし100万円以内
償還期間	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して9ヶ月以内 ただし、期間内に一括繰上げ償還をすることができる。
償還方法	毎月、元金均等償還とし、毎月の償還額に端数があるときは、その端数金額を最初の月の償還額に合算するものとする。
利率	融資利率は、取扱い金融機関との契約に定めるところによる。 8月1日、2月1日を基準日として長期プライムレートに0.2%を加えた率とする。
利子補給率	100%
滞納利子	償還の延滞利子は、融資あっせんを受けた者の負担とする。

## 利子補給の状況

年 度	利率 (%)			利用件数	利子補給額(円)	
令和2年度	令和2年3月1日	～	令和2年8月31日	1.15	29	84,182
	令和2年9月1日	～	令和3年2月28日	1.25		
令和3年度	令和3年3月1日	～	令和3年8月31日	1.20	23	74,054
	令和3年9月1日	～	令和4年2月28日	1.20		
令和4年度	令和4年3月1日	～	令和4年8月31日	1.20	15	58,105
	令和4年9月1日	～	令和5年2月28日	1.40		
令和5年度	令和5年3月1日	～	令和5年8月31日	1.60	12	54,800
	令和5年9月1日	～	令和6年2月29日	1.50		
令和6年度	令和6年3月1日	～	令和6年8月31日	1.60	11	53,280
	令和6年9月1日	～	令和7年2月28日	2.00		

【9月支払い】2月償還日の翌日から8月の償還日までの利息

【3月支払い】8月償還日の翌日から3月の償還日までの利息

## 融資あつせん状況

年 度	利子補給率 (%)	確認件数 A	あつせん対象件数 B	B/A (%)	あつせん件数 C	利用率 C/B (%)	1件当たり工事額平均 (千円)	融資総額 D (千円)	1件当たり融資額平均 D/C (千円)	利子補給総額 (千円)
令和2年度	100	298	53	17.8	2	3.8	712	1,370	685	85
令和3年度	100	263	60	22.8	1	1.7	779	770	770	75
令和4年度	100	239	28	11.7	0	-	-	-	-	59
令和5年度	100	261	30	11.5	1	3.3	523	460	460	55
令和6年度	100	244	28	11.5	1	3.6	520	510	510	54

#### (4)普及促進補助金

この補助金は、緊急経済対策の一環として平成21年度から23年度に実施された排水設備設置補助金の制度内容を見直し、供用開始3年以内の区域内で、排水設備を設置しようとする者に対して工事費の一部補助を行うことにより、公共下水道の普及促進及び早期接続を図るものである。

##### 制度の概要

区分	令和6年度米沢市公共下水道普及促進補助金
対象となる者 及び工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用開始3年以内の区域内における建物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た場合に限る。）。</li> <li>・ ただし、建物の新築と法人（認可地縁団体を除く。）は除く。</li> <li>・ 既設の汲取り便所を水洗化へ改造、または浄化槽の廃止を伴うこと。</li> <li>・ 補助事業に要する経費が20万円以上であること。</li> <li>・ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。</li> <li>・ 融資あっせん利子補給を受けていないこと（令和5年度は併用可能）。</li> </ul>
補助額	申請1件当たり、工事費の10%で「供用開始1年以内の区域は、最大5万円」、「供用開始2年～3年以内の区域は、最大3万円」
受付期間	令和6年4月1日から令和7年2月14日
予算	950千円

##### 令和6年度補助状況

（工事費額は精算額、補助額は確定額）（単位：円）

切替区分	申請件数	工事費額	1件平均	補助額	1件平均
汲取り	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	1	950,000	950,000	50,000	50,000
単独処理浄化槽	2	1,076,195	538,098	80,000	40,000
合計	3	2,026,195	675,398	130,000	43,333

##### 補助実績の推移

（工事費額は精算額、補助額は確定額）（単位：円）

年度	申請件数	工事費額	1件平均	補助額	1件平均
令和2年度	13	6,988,322	537,563	500,000	38,462
令和3年度	1	1,056,000	1,056,000	50,000	50,000
令和4年度	2	1,048,543	524,272	100,000	50,000
令和5年度	3	1,690,000	563,333	130,000	43,333
令和6年度	3	2,026,195	675,398	130,000	43,333

## (5) 多様な媒体を活用した普及啓発活動

「広報よねざわ」において、下水道に係る各種届出及び供用開始区域の情報提供に加え、排水設備工事に対する補助金の周知をした。

「よねざわ上下水道だより」において、「下水道の役割」として、汚水の処理工程についての記事等を掲載するなど、上下水道部の事業に対する市民の理解を深めてもらうため、全戸配布を行った。

また従来の紙媒体に加え、新たに市公式ホームページ上にて浄水管理センターを360度写真で紹介する「バーチャル施設見学」ページを公開した。

令和6年度には、職員とチャレンジウィークに参加した中学生が出演して、下水道課の仕事を体験した様子を紹介した動画を作成し、市公式YouTubeチャンネルで公開した。



※チャレンジウィークとは、米沢市に住む中学2年生が一斉に職業体験を行う週間。

## 6. 水質規制

下水道における水質規制は、下水道施設の損傷防止と処理機能への影響防止及び放流水の水質を排水基準に適合させ公共用水域の水質保全に資するために、下水道に排除することができる汚水の水質を、下水道法及び米沢市下水道条例によって規制することで、下水道の機能を担保しようとするものである。

### (1) 特定事業場

下水道法で、工場又は事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境の被害の生ずる恐れるあるものを含んだ汚水を排出する施設を特定施設と定め、この特定施設のある工場、事業場を特定事業場という。特定事業場には、条例で定められた汚水の排除基準に適合しない汚水を排除した場合、直罰制度等の厳しい規制が設けられている。

#### ① 特定施設設置等の届出

特定施設の設置等をしようとするときは、あらかじめその計画について特定施設設置届出書等を提出しなければならない。

#### ② 特定施設の設置状況

(令和7年3月31日現在)

区分	特定施設番号	該当業種又は特定施設種類	特定施設	
			特定施設設置数	除害施設設置数 (阻集器のみ設置除く)
米沢処理系統	2	畜産食料品製造業	1	1
	5	みそ、しょう油等の製造業	2	0
	8	製あん業	1	0
	16	麵類製造業	1	0
	17	豆腐製造業	1	0
	19	紡績織維業	4	0
	23の2	印刷・製版業	1	0
	63	金属製品・機械器具製造業	1	1
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	2	2
	66	電気めっき施設	1	1
	66の5	弁当製造業	3	2
	66の6	飲食店等	2	0
	67	洗濯業	7	0
	68	写真現像業	0	0
	68の2	病院	1	0
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	1	1
	71	自動式車両洗浄施設	4	0
	71の2	科学技術研究等事業場	2	0
	小計		35	8
八幡原処理系統	23の2	印刷・製版業	2	0
	41	香料製造業	3	2
	46	有機化学工業製品製造業	2	1
	47	医薬品製造業	2	2
	49	農薬製造業の混合施設	1	1
	53	ガラス製品製造業	2	2
	62	非鉄金属製品製造業の用に供する施設	1	1
	63	金属製品機械器具製造業	3	3
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	11	11
	66	電気めっき施設	4	4
	66の5	弁当製造業	1	0
	71	自動式車両洗浄施設	1	0
	71の2	科学技術研究等事業場	6	1
	71の4	産業廃棄物処理施設	1	1
	71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	0
	71の6	ジクロロメタンの蒸留施設	1	1
小計			42	30
合計			77	38

(注) 特定事業場届出数は、米沢処理系統は34事業場、八幡原処理系統は28事業場、計62事業場（休止中の4事業場含む。）

### ③ 特定事業場の汚水排除基準(直罰基準)

特定事業場が一定の排除基準(直罰基準)に適合しない汚水を排除すると、その行為が直罰の対象となる。直罰対象となる項目は特定事業場が排除する汚水量で異なり、その排除基準は次のとおりである。

対象物質又は項目	特 定 施 設 の 設 置 者			特定施設を設置していない者
	50m <sup>3</sup> /日以上	20m <sup>3</sup> /日以上	20m <sup>3</sup> /日未満	
その他の項目又は物質	温 度	(45°C)	(45°C)	(45°C)
	水素イオン濃度	5~9	5~9	5~9
	生物化学的酸素要求量	(600)	(600)	(600)
	浮遊物質量	(600)	(600)	(600)
	よう素消費量	(220)	(220)	(220)
	ノルマルヘキサン	5	5	5
	鉱油類	30	30	30
	フェノール類	5	5	5
	銅及びその化合物	※ 1	1	1
	亜鉛及びその化合物	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10
	マンガン及びその化合物(溶解性)	5	5	5
	クロム及びその化合物	2	2	2
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
	シアソ化合物	1	1	1
	有機燐化合物	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀	0.005	0.005	0.005
	その他の水銀化合物			
	アルキル水銀化合物	検出されない	検出されない	検出されない
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
	テトラトリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1
	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロブロベン	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10
	ふつ素及びその化合物	8	8	8
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	380	380	380

(備考)

(R7.4.1)

- 水素イオン濃度(pH)は指数、ダイオキシン類は、pg-TEQ/L、それ以外はmg/Lである。
- 内は、直罰等による規制に係る排除基準である。このうち □内(斜体文字)は、直罰対象外の基準値である。
- 内は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。
- 排除基準の数値の( )書きは未満、その他の数値は以下を表している。
- pHの排除基準は5を超える未満である。
- ※印のある欄は、山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく上乗せ基準による。

## (2)除害施設の設置が義務付けられる事業場

特定事業場以外の事業場であっても、条例で定める基準に適合しない汚水を排出する場合は、除害施設の設置が義務付けられている。

### ① 除害施設設置基準

除害施設の設置義務の汚水排除基準は、特定事業場の汚水排除基準に準ずる。

### ② 除害施設設置の届出

除害施設の新設等をしようとするときは、あらかじめその計画について「除害施設計画確認申請書」を提出し、確認を受けなければならない。

## (3)監視と管理

### ① 除害施設等の監視と管理

公共下水道への排水を排除基準に適合させるための除害施設も、それを設置するだけでは常に良好な水質の排水を維持することはできない。適切な維持管理と運転が行われてその効果があることから、排水される水質の監視を十分に行うために、次の体制をとっている。

- ア 特定事業場を中心とした下水道法第13条による立入検査(立入採水)
- イ 特定施設等の設置者に対する水質の測定義務とその保存義務  
八幡原立地企業の特定施設設置者に対しては、協定書により毎月1回水質測定結果の報告を課している。
- ウ 除害施設台帳の作成と整備

### ② 違反事業場に対する措置及び指導

立入採水等の監視の結果、汚水排除基準に違反する汚水を排除していた事業場に対しては、違反の事実を指摘し、その原因を調査し、改善を指導する。

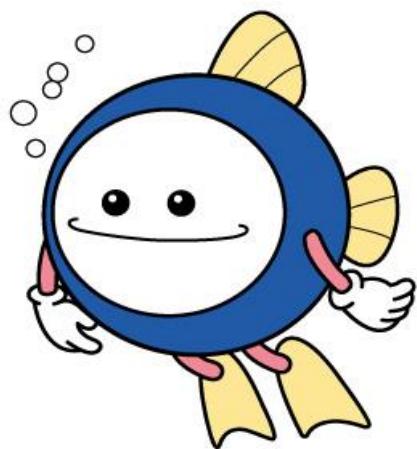
汚水排除基準違反事業場に対する措置

- ア 「口頭注意」…… 立入時に違反行為が発見され、その場で改善できる場合
- イ 「文書注意」…… 文書による遵守通知、併せて違反原因の究明を求める。
- ウ 「警告」…… 警告書による警告を行い、併せて改善計画書の提出を求める。
- エ 「命令」…… 改善命令又は排水一時停止命令(下水道法第37条の2)
- オ 「告発」…… 命令違反等(下水道法第46条、同第46条の2第1項、同第50条)

### ③ 違反事業場に対する罰則

下水道法第37条の2の規定に基づく改善命令又は排水一時停止命令に従わなかった場合、下水道法第45条の規定により罰せられる。(一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)

また、下水排除基準に適合しない汚水を排除した場合は、米沢市公共下水道条例第41条により処分される。(五万円以下の過料)



下水道マスコット「スイスイ」

## 7. 下水道事業の推移

### (1) 業務量の推移

#### ① 公共下水道事業

科目	年度	単位	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)
事業認可面積		ha	2,243.00	2,243.00	0.00
整備面積		ha	1,821.18	1,819.89	1.29
供用開始面積		ha	1,742.80	1,741.22	1.58
行政区域内人口		人	73,908	75,189	△ 1,281
処理区域内人口		人	49,015	49,191	△ 176
普及率	%		66.3	65.4	0.9
水洗化人口	人		44,463	43,411	1,052
水洗化率	%		90.7	88.2	2.5
水洗化世帯	世帯		20,397	19,260	1,137
年間総処理水量	m³		9,151,570	8,994,190	157,380
一日処理能力(晴天時)	m³		35,650	35,650	0
一日最大処理水量(晴天時)	m³		29,350	29,420	△ 70
一日平均処理水量(晴天時)	m³		23,880	23,870	10
年間有収水量	m³		7,541,756	7,400,027	141,729
一日平均有収水量	m³		20,662	20,219	443
有収率	%		82.41	82.28	0.13
汚水管延長	m		302,735.0	302,274.2	461
汚水管100m当たり水洗化人口	人		14.7	14.4	0.3

对前年度比率 (%)	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
100.0	2,248.21	2,248.21	2,248.21
100.1	1,816.50	1,813.26	1,812.42
100.1	1,737.25	1,732.30	1,729.02
98.3	76,556	77,654	78,446
99.6	50,063	50,670	51,093
101.4	65.4	65.3	65.1
102.4	44,193	44,723	45,099
102.8	88.3	88.3	88.3
105.9	19,339	19,217	18,993
101.7	9,361,980	8,985,730	9,025,680
100.0	38,000	35,900	35,900
99.8	34,520	27,700	33,050
100.0	24,270	23,580	23,520
101.9	7,704,178	7,777,987	7,679,706
102.2	21,107	21,310	21,040
100.2	82.3	86.6	85.1
100.2	301,874.8	300,937.3	300,776.2
102.1	14.6	14.9	15.0

## ② 年間総処理水量

科目	年度	単位	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)
公共下水道		m³	9,151,570	8,994,190	157,380
うち 米沢処理系統		m³	6,564,770	6,295,720	269,050
うち 八幡原処理系統		m³	2,586,800	2,698,470	△ 111,670
日平均 公共下水道		m³	25,070	24,570	500
日平均 米沢処理系統		m³	17,990	17,200	790
日平均 八幡原処理系統		m³	7,090	7,370	△ 280
農業集落排水		m³	29,937	30,153	△ 216
日平均 農業集落排水		m³	82.0	82.4	△ 0.4

## ③ 汚泥搬出量、再資源化率、含水率

科目	年度	単位	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)
汚泥搬出量 (公共下水道)		t	4,036.79	3,750.45	286.34
うち 埋立		t	797.40	833.38	△ 35.98
うち コンポスト化		t	3,036.19	2,710.54	325.65
うち 燃料化エネルギー		t	203.20	206.53	△ 3.33
再資源化率		%	80.2	77.8	2.4
含水率		%	79.0	80.5	△ 1.5
汚泥搬出量 (農業集落排水)		t	80.12	72.77	7.35

対前年度比率 (%)	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
101.7	9,361,980	8,985,730	9,025,680
104.3	6,467,880	6,121,380	6,295,010
95.9	2,894,100	2,864,350	2,730,670
102.0	25,650	24,620	24,730
104.6	17,720	16,770	17,250
96.2	7,930	7,850	7,480
99.3	31,147	31,925	32,325
99.5	85.3	87.5	89

対前年度比率 (%)	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
107.6	3,743.79	3,678.76	3,940.5
95.7	928.11	1,017.25	1,165.3
112.0	2,612.05	2,452.06	2,507.2
98.4	203.63	209.45	268.1
103.1	75.2	72.3	70.4
98.1	81.2	80.5	80.5
110.1	78.80	66.33	74.5

#### ④ 農業集落排水事業

科目	年度	単位	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)
事業認可面積		ha	32.97	32.97	0.00
整備面積		ha	32.97	32.97	0.00
供用開始面積		ha	32.97	32.97	0.00
処理区域内人口		人	388	383	5
普及率		%	100.0	100.0	0.0
水洗化人口		人	345	336	9
水洗化率		%	88.9	87.7	1.2
水洗化世帯		世帯	133	119	14
年間総処理水量		m <sup>3</sup>	29,937	30,153	△ 216
一日処理能力(晴天時)		m <sup>3</sup>	144	144	0.0
一日最大処理水量(晴天時)		m <sup>3</sup>	93.1	93.3	△ 0.2
一日平均処理水量(晴天時)		m <sup>3</sup>	81.0	82.4	△ 1.4
年間有収水量		m <sup>3</sup>	31,181	32,068	△ 887
一日平均有収水量		m <sup>3</sup>	85.4	88.0	△ 2.6
有収率		%	104.16	106.35	△ 2.2
污水管延長		m	5,830.9	5,830.9	0.0
污水管100m当たり水洗化人口		人	5.9	5.8	0.1

対前年度比率 (%)	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
101.3	390	396	402
100.0	100.0	100.0	100.0
102.7	342	348	353
101.4	87.7	87.9	87.8
111.8	117	116	118
99.3	31,147	31,925	32,325
100.0	144	279	279
99.8	97.4	96.6	97.3
98.3	83.8	86.2	87.6
97.2	32,163	32,492	32,731
97.1	88.0	89.0	90.0
97.9	103.26	101.8	101.3
100.0	5,830.9	5,830.9	5,830.9
102.7	5.9	6.0	6.1

## (2) 使用料単価及び汚水処理原価

年度	区分 種別	有収水量 (m³)	下水道使用料 (円)	使用料単価 (円)	汚水処理費用 (円)	汚水処理原価 (円)	販売利益 (円)
6	公共下水道	7,541,756	1,104,545,261	146.46	1,239,923,256	164.40	△ 17.94
	農業集落排水	31,181	5,271,012	169.05	10,778,030	345.66	△ 176.61
5	公共下水道	7,400,027	1,068,952,227	144.45	1,110,293,050	150.04	△ 5.59
	農業集落排水	32,068	5,405,369	168.55	6,703,497	209.02	△ 40.47
4	公共下水道	7,704,178	1,098,912,503	142.64	1,205,626,700	156.49	△ 13.85
	農業集落排水	32,163	5,368,219	166.90	21,005,683	653.11	△ 486.21
3	公共下水道	7,777,987	1,110,078,978	142.72	1,166,698,050	150.00	△ 7.28
	農業集落排水	32,492	5,436,283	167.30	6,427,881	197.83	△ 30.53
2	公共下水道	7,679,706	1,092,571,488	142.27	1,156,169,967	150.55	△ 8.28
	農業集落排水	32,731	5,451,678	166.57	6,431,860	196.51	△ 29.94
元	公共下水道	7,480,908	1,078,997,443	144.23	1,123,821,268	150.23	△ 5.99
	農業集落排水	32,492	5,443,286	167.53	8,143,378	250.63	△ 83.10

## 8. 使用料・受益者負担金及び分担金

### (1) 公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

米沢浄水管理センターの維持管理や下水管渠の清掃修理等の維持管理費用と資本費の返済に充てるため、公共下水道の使用者から排除汚水量に応じて使用料を徴収する。

下水道事業の持続可能性の確保及び公私負担の適正化を図るために使用料を改定し、令和7年9月1日以降に検針を開始する分から適用することとした。（1使用月当たりの使用料の額は、次の区分に応じ算定した額とする。）

なお、農業集落排水処理施設使用料についても同じ使用料体系としている。

公共下水道・農業集落排水処理施設使用料		(消費税及び地方消費税込み)		
		令和7年9月から	令和元年10月から 令和7年8月まで	
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> までの分	1,890.90円	
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> を超えて20m <sup>3</sup> までの分	211.20円	
		20m <sup>3</sup> を超えて30m <sup>3</sup> までの分	225.50円	
		30m <sup>3</sup> を超えて50m <sup>3</sup> までの分	245.30円	
		50m <sup>3</sup> を超えて100m <sup>3</sup> までの分	253.00円	
		100m <sup>3</sup> を超えて500m <sup>3</sup> までの分	259.60円	
		500m <sup>3</sup> を超える分	265.10円	
公衆浴場汚水 (1m <sup>3</sup> 当たり)		45.10円	38.50円	
八幡原工業団地汚水 (1m <sup>3</sup> 当たり)		91.30円	77.00円	

公共下水道使用料 = 基本使用料+従量使用料（1円未満の端数切り捨て）

(ア) 使用月の中途において使用開始、中止又は廃止した場合の使用料

- ・ 基本使用料の欄に定める排除汚水量(10m<sup>3</sup>)の2分の1以下のときは2分の1の額
- ・ 上記以外のときは上の表に規定する使用料の額

(イ) 排除汚水量の算定方法

- 1) 水道水のみを使用している場合は水道水の使用水量を排除汚水量とする。
- 2) 水道水と水道水以外の水を家事用として併用する場合
  - ・ 水道水以外の水にメーターを設置した場合は、両方のメーターを合算
  - ・ 水道水以外の水にメーターを設置しない場合は、水道水の使用水量に1人当たり1使用月3m<sup>3</sup>を加算
- 3) 水道水以外の水のみを使用している場合
  - ・ メーターを設置した場合は、メーターで計量された水量
  - ・ メーターを設置しない場合は、1人当たり1使用月を6m<sup>3</sup>で認定
- 4) 家事用以外に使用している場合は、使用者の使用の態様を勘案して認定した使用水量

## (2) 受益者負担金及び分担金

下水道を計画的に整備していくため、建設費の一部として都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条に基づき市条例を制定し、昭和63年度から下水道を利用できる土地の所有者等に対して受益者負担金を賦課、徴収している。

また、平成24年度からは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に基づき基本計画区域外の下水道法認可区域について分担金を賦課、徴収している。

### 制度の概要

区分	米沢市公共下水道事業受益者負担に関する条例	
負担率	対象事業費の4分の3	
	負担区の名称	1m <sup>2</sup> 当たりの負担金の額
受益者負担金	中部負担区	332円
	北部第1負担区	
	八幡原第1負担区	
	八幡原第2負担区	
	西部負担区	428円
	北部第2負担区	
	東部負担区	460円
	オフィス・アルカディア負担区	202円
分担金	北部第3負担区	439円
	中部第2負担区	350円
	西部第2負担区	441円
	東部第2負担区	460円
	北部第4負担区	439円
納入方法	上郷負担区	351円
	1年を3期に分割して3年間9期で徴収する。 ただし、受益者が納期前納付を申し出たときはその限りでない。 納期は、 第1期 7月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで 第3期 翌年1月15日から同月31日まで	

### (3) 分担金

米沢市下水道事業受益者負担に関する条例の賦課対象区域外から公共下水道へ汚水を流入させる場合、地方自治法第224条に基づき、市条例を制定し、平成9年度から下水道を利用する土地の所有者等に対して分担金を賦課、徴収している。

#### 制度の概要

区分	米沢市公共下水道事業分担金徴収条例
負担率	対象事業費の4分の3
負担区の名称	1 m <sup>2</sup> 当たりの負担金の額
中部負担区	
北部第1負担区	332円
八幡原第1負担区	
八幡原第2負担区	
西部負担区	428円
北部第2負担区	
東部負担区	460円
中部第2負担区	350円
西部第2負担区	441円
東部第2負担区	460円
北部第3負担区	439円
北部第4負担区	
上郷負担区	351円
納入方法	一括で徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

## 9. 財政状況(令和6年度決算)

### (1) 令和6年度事業概況

令和6年度は、管渠整備事業においては、前年度から繰り越しとなった河川横断管渠ゲートの改築工事を完了し、米沢浄水管理センターの処理場改築事業においては、機械設備及び電気設備の更新を行いました。また、し尿受入施設整備事業においては、築造工事が完了し、令和7年度から中田クリーンセンターの供用を開始します。

#### ① 業務状況

##### ア 公共下水道事業

- ・令和6年度末現在の水洗化人口は44,463人で、前年度より1,052人増加し、水洗化世帯は20,397世帯で、前年度より1,137世帯増加した。
- ・年間総処理水量は、前年度より15万7,380m<sup>3</sup>増の915万1,570m<sup>3</sup>、一日平均処理水量は、前年度より499m<sup>3</sup>増の2万5,073m<sup>3</sup>となった。
- ・年間有収水量は、前年度より14万1,729m<sup>3</sup>増の754万1,756m<sup>3</sup>で、有収率は82.41%で、前年度より0.13ポイント上がった。

##### イ 農業集落排水事業

- ・令和6年度末現在の水洗化人口は345人で、前年度より9人増加し、水洗化世帯は133世帯で前年度より14世帯増加した。
- ・年間総処理水量は、前年度より216m<sup>3</sup>減の2万9,937m<sup>3</sup>、一日平均処理水量は、前年度と同じ82m<sup>3</sup>となった。
- ・年間有収水量は、前年度より887m<sup>3</sup>減の3万1,181m<sup>3</sup>で、有収率は104.16%となり前年度より2.19ポイント下がった。

#### ② 工事の状況

公共下水道事業の建設改良事業については、汚水管布設等の管渠整備事業を1億1,029万4千円、米沢浄水管理センター等の処理場改築事業を令和4年度からの継続事業と合わせて7億246万5千円、し尿受入施設整備事業は令和5年度からの継続事業と合わせて11億2,264万6千円で実施した。

#### ③ 財政状況

- ・収益的収入及び支出については、消費税額抜きで公共下水道事業収益の総額は22億1,464万8千円、農業集落排水事業収益の総額は4,184万9千円となった。
- ・公共下水道事業費用の総額は23億3,631万円、農業集落排水事業費用の総額は4,034万円となった。この結果、当年度は1億2,015万2千円の純損失となり、当年度未処理欠損金は1億3,247万6千円となった。
- ・資本的収入及び支出については、消費税額込みで公共下水道事業資本的収入の総額は26億2,821万3千円、農業集落排水事業資本的収入の総額は2,005万円となった。
- ・公共下水道事業資本的支出の総額は31億2,580万9千円、農業集落排水事業資本的支出の総額は、2,575万3千円となった。この結果生じた資本的収支不足額5億329万8千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填した。

## (2)予算決算対照表

### ① 収益的収入及び支出

(単位：円・%)

区分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率
収入	公共下水道事業収益 (うち仮受消費税)	2,479,795,000	2,350,231,533 (111,156,487)	△ 129,563,467	94.8
	(1) 営業収益 (うち仮受消費税)	1,295,498,000	1,293,301,489 (110,384,163)	△ 2,196,511	99.8
	(2) 営業外収益 (うち仮受消費税)	1,184,297,000	1,056,930,044 (772,324)	△ 127,366,956	89.2
	農業集落排水事業収益 (うち仮受消費税)	46,448,000	42,374,323 (526,649)	△ 4,073,677	91.2
	(1) 営業収益 (うち仮受消費税)	5,746,000	5,797,661 (526,649)	51,661	100.9
支出	(2) 営業外収益 (うち仮受消費税)	40,702,000	36,576,662	△ 4,125,338	89.9
	公共下水道事業費用 (うち仮払消費税)	2,624,025,000	2,387,322,971 (57,287,387)	236,702,029	91.0
	(1) 営業費用 (うち仮払消費税)	2,284,218,000	2,099,762,294 (57,212,204)	184,455,706	91.9
	(2) 営業外費用 (うち仮払消費税)	336,807,000	287,560,677 (75,183)	49,246,323	85.4
	(3) 予備費	3,000,000		3,000,000	0.0
支出	農業集落排水事業費用 (うち仮払消費税)	47,999,000	40,865,072 (1,005,007)	7,133,928	85.1
	(1) 営業費用 (うち仮払消費税)	42,138,000	38,383,955 (1,005,007)	3,754,045	91.1
	(2) 営業外費用 (納付税額)	3,861,000	2,481,117 (156,952)	1,379,883	64.3
	(3) 予備費	2,000,000		2,000,000	0.0

### ② 資本的収入及び支出

(単位：円・%)

区分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率
収入	公共下水道事業資本的収入	3,015,239,000	2,628,213,386	△ 387,025,614	87.2
	(1) 企業債	1,747,500,000	1,528,000,000	△ 219,500,000	87.4
	(2) 他会計負担金	170,506,000	170,596,876	90,876	100.1
	(3) 補助金	1,084,190,000	915,330,000	△ 168,860,000	84.4
	(4) 受益者負担金及び分担金	13,043,000	14,240,510	1,197,510	109.2
収入	(5) 負担金		46,000	46,000	—
	農業集落排水事業資本的収入	16,500,000	20,050,000	3,550,000	121.5
	(1) 他会計補助金	16,500,000	20,000,000	3,500,000	121.2
支出	(2) 受益者負担金及び分担金		50,000	50,000	—
	公共下水道事業資本的支出	3,463,930,000	3,125,808,946 (174,533,599)	338,121,054	90.2
	(うち仮払消費税)				
	(1) 建設改良費 (うち仮払消費税)	2,275,225,000	1,937,105,482 (174,533,599)	338,119,518	85.1
	(2) 企業債償還金	1,188,705,000	1,188,703,464	1,536	100.0
農業集落排水事業資本的支出	農業集落排水事業資本的支出	25,753,000	25,752,721	279	100.0
	(1) 企業債償還金	25,753,000	25,752,721	279	100.0

### (3) 損益及び資本的収支比較

#### ① 収益比較

税抜き (単位 : 円・%)

年 度 科 目	令和6年度		令和5年度		増 減	対前年度 増減比率
	金額	構成比	金額	構成比		
公共下水道事業収益	2,214,647,937	98.1	2,135,205,746	98.1	79,442,191	3.7
営業収益	1,182,917,326	52.4	1,120,523,176	51.5	62,394,150	5.6
下水道使用料	1,104,545,261	48.9	1,068,952,227	49.1	35,593,034	3.3
他会計負担金	78,372,065	3.5	51,537,816	2.4	26,834,249	52.1
その他営業収益			33,133	0.0	△ 33,133	皆減
営業外収益	1,031,730,611	45.7	1,013,811,072	46.6	17,919,539	1.8
他会計負担金	195,906,513	8.7	216,714,504	10.0	△ 20,807,991	△ 9.6
国（県）補助金	31,254,000	1.4	2,898,500	0.1	28,355,500	978.3
負担金	1,877,791	0.1	131,938	0.0	1,745,853	1323.2
長期前受金戻入	758,143,184	33.6	763,144,336	35.1	△ 5,001,152	△ 0.7
受託業務収益	29,394,517	1.3	28,335,663	1.3	1,058,854	3.7
雑収益	15,154,606	0.7	2,586,131	0.1	12,568,475	486.0
特別利益			871,498	0.0	△ 871,498	皆減
過年度損益修正益			871,498	0.0	△ 871,498	皆減
農業集落排水事業収益	41,849,182	1.9	41,075,534	1.9	773,648	1.9
営業収益	5,271,012	0.2	5,405,369	0.2	△ 134,357	△ 2.5
農業集落排水使用料	5,271,012	0.2	5,405,369	0.2	△ 134,357	△ 2.5
営業外収益	36,578,170	1.6	34,158,968	1.6	2,419,202	7.1
他会計負担金	8,248,089	0.4	10,818,498	0.5	△ 2,570,409	△ 23.8
他会計補助金	7,000,000	0.3	2,000,000	0.1	5,000,000	250.0
長期前受金戻入	21,320,812	0.9	21,313,812	1.0	7,000	0.0
雑収益	9,269	0.0	26,658	0.0	△ 17,389	△ 65.2
特別利益			1,511,197	0.1	△ 1,511,197	皆減
過年度損益修正益			1,511,197	0.1	△ 1,511,197	皆減
事業収益合計	2,256,497,119	100.0	2,176,281,280	100.0	80,215,839	3.7

## ② 費用比較

税抜き (単位 : 円・%)

科 目	年 度		令和6年度		令和5年度		増 減	対前年度 増減比率
	金 額	構成比	金 額	構成比				
公共下水道事業費用	2,336,309,565	98.3	2,185,872,884	98.3	150,436,681		6.9	
営業費用	2,042,540,528	85.9	1,937,285,036	87.2	105,255,492		5.4	
管渠費	113,831,350	4.8	56,625,940	2.5	57,205,410		101.0	
処理場・ポンプ場費	442,567,533	18.6	408,713,344	18.4	33,854,189		8.3	
業務費	11,959,975	0.5	13,633,492	0.6	△ 1,673,517		△ 12.3	
排水指導費	9,103,935	0.4	8,926,559	0.4	177,376		2.0	
総係費	139,917,446	5.9	125,908,415	5.7	14,009,031		11.1	
減価償却費	1,302,476,706	54.8	1,312,354,768	59.0	△ 9,878,062		△ 0.8	
資産減耗費	22,577,331	0.9	10,883,848	0.5	11,693,483		107.4	
その他営業費用	106,252	0.0	238,670	0.0	△ 132,418		△ 55.5	
営業外費用	293,769,037	12.4	240,049,917	10.8	53,719,120		22.4	
支払利息及び企業債取扱諸費	166,940,089	7.0	180,546,113	8.1	△ 13,606,024		△ 7.5	
受託業務費	29,394,517	1.2	28,335,663	1.3	1,058,854		3.7	
雑支出	97,434,431	4.1	31,168,141	1.4	66,266,290		212.6	
特別損失		0.0	8,537,931	0.4	△ 8,537,931		皆減	
過年度損益修正損		0.0	8,537,931	0.4	△ 8,537,931		皆減	
農業集落排水事業費用	40,339,931	1.7	36,698,182	1.7	3,641,749		9.9	
営業費用	37,378,948	1.6	33,756,091	1.5	3,622,857		10.7	
管渠費	12,300	0.0	12,300	0.0	0		0.0	
処理場・ポンプ場費	9,672,022	0.4	6,092,241	0.3	3,579,781		58.8	
総係費	456,890	0.0	413,814	0.0	43,076		10.4	
減価償却費	27,237,736	1.1	27,237,736	1.2	0		0.0	
営業外費用	2,960,983	0.1	2,942,091	0.1	18,892		0.6	
支払利息及び企業債取扱諸費	2,324,165	0.1	2,756,949	0.1	△ 432,784		△ 15.7	
雑支出	636,818	0.0	185,142	0.0	451,676		244.0	
事業費用合計	2,376,649,496	100.0	2,222,571,066	100.0	154,078,430		6.9	

### ③ 損益計算比較

#### 事業計

科 目	年 度	令和6年度	令和5年度	税抜き (単位 : 円・%)	
				増 減	増減比率
経常収益		2, 256, 497, 119	2, 173, 898, 585	82, 598, 534	3.8
営業収益		1, 188, 188, 338	1, 125, 928, 545	62, 259, 793	5.5
営業外収益		1, 068, 308, 781	1, 047, 970, 040	20, 338, 741	1.9
経常費用		2, 376, 649, 496	2, 214, 033, 135	162, 616, 361	7.3
営業費用		2, 079, 919, 476	1, 971, 041, 127	108, 878, 349	5.5
営業外費用		296, 730, 020	242, 992, 008	53, 738, 012	22.1
経常損益		△ 120, 152, 377	△ 40, 134, 550	△ 80, 017, 827	△ 199.4
特別損益			△ 6, 155, 236	6, 155, 236	皆減
当年度純損益		△ 120, 152, 377	△ 46, 289, 786	△ 73, 862, 591	△ 159.6
当年度未処理欠損金		△ 132, 476, 167	△ 12, 323, 790	△ 120, 152, 377	975.0
事業収益対事業費用比率		94.9	97.9	△ 3.0	△ 3.0

#### (1)公共下水道事業

税抜き (単位 : 円・%)

科 目	年 度	令和6年度	令和5年度	税抜き (単位 : 円・%)	
				増 減	増減比率
経常収益		2, 214, 647, 937	2, 134, 334, 248	80, 313, 689	3.8
営業収益		1, 182, 917, 326	1, 120, 523, 176	62, 394, 150	5.6
営業外収益		1, 031, 730, 611	1, 013, 811, 072	17, 919, 539	1.8
経常費用		2, 336, 309, 565	2, 177, 334, 953	158, 974, 612	7.3
営業費用		2, 042, 540, 528	1, 937, 285, 036	105, 255, 492	5.4
営業外費用		293, 769, 037	240, 049, 917	53, 719, 120	22.4
経常損益		△ 121, 661, 628	△ 43, 000, 705	△ 78, 660, 923	△ 182.9
特別損益			△ 7, 666, 433	7, 666, 433	皆減
当年度純損益		△ 121, 661, 628	△ 50, 667, 138	△ 70, 994, 490	△ 140.1
当年度未処理欠損金		△ 137, 210, 179	△ 15, 548, 551	△ 121, 661, 628	782.5
事業収益対事業費用比率		94.8	97.7	△ 2.9	△ 2.9

#### (2)農業集落排水事業

税抜き (単位 : 円・%)

科 目	年 度	令和6年度	令和5年度	税抜き (単位 : 円・%)	
				増 減	増減比率
経常収益		41, 849, 182	39, 564, 337	2, 284, 845	5.8
営業収益		5, 271, 012	5, 405, 369	△ 134, 357	△ 2.5
営業外収益		36, 578, 170	34, 158, 968	2, 419, 202	7.1
経常費用		40, 339, 931	36, 698, 182	3, 641, 749	9.9
営業費用		37, 378, 948	33, 756, 091	3, 622, 857	10.7
営業外費用		2, 960, 983	2, 942, 091	18, 892	0.6
経常損益		1, 509, 251	2, 866, 155	△ 1, 356, 904	47.3
特別損益			1, 511, 197	△ 1, 511, 197	皆減
当年度純損益		1, 509, 251	4, 377, 352	△ 2, 868, 101	65.5
当年度未処分利益剰余金		4, 734, 012	3, 224, 761	1, 509, 251	△ 46.8
事業収益対事業費用比率		103.7	111.9	△ 8.2	△ 7.3

(注) この表における△表記は、減少額または欠損金を示すものである。

#### ④ 資本的収入比較

科 目	年 度	令和6年度	令和5年度	税込み (単位 : 円・%)	
				増 減	増減比率
公共下水道事業資本的収入		2,628,213,386	1,210,763,230	1,417,450,156	117.1
企業債		1,528,000,000	774,600,000	753,400,000	97.3
企業債		1,528,000,000	774,600,000	753,400,000	97.3
他会計負担金		170,596,876	175,934,290	△ 5,337,414	△ 3.0
他会計負担金		170,596,876	175,934,290	△ 5,337,414	△ 3.0
補助金		915,330,000	252,443,500	662,886,500	262.6
国(県)補助金		915,330,000	252,443,500	662,886,500	262.6
受益者負担金及び分担金		14,240,510	7,713,440	6,527,070	84.6
受益者負担金及び分担金		14,240,510	7,713,440	6,527,070	84.6
負担金		46,000	72,000	△ 26,000	△ 36.1
負担金		46,000	72,000	△ 26,000	△ 36.1
農業集落排水事業資本的収入		20,050,000	10,000,000	10,050,000	100.5
他会計補助金		20,000,000	10,000,000	10,000,000	100.0
他会計補助金		20,000,000	10,000,000	10,000,000	100.0
受益者負担金及び分担金		50,000		50,000	皆増
受益者負担金及び分担金		50,000		50,000	皆増
資本的収入合計		2,648,263,386	1,220,763,230	1,427,500,156	116.9

#### ⑤ 資本的支出比較

科 目	年 度	令和6年度	令和5年度	税込み (単位 : 円・%)	
				増 減	増減比率
公共下水道事業資本的支出		3,125,808,946	1,831,885,256	1,293,923,690	70.6
建設改良費		1,937,105,482	608,289,516	1,328,815,966	218.5
管渠整備事業費		110,294,173	122,126,955	△ 11,832,782	△ 9.7
処理場改築事業費		702,464,709	208,183,461	494,281,248	237.4
し尿受入施設整備事業費		1,122,646,000	276,944,000	845,702,000	305.4
営業設備費		1,700,600	1,035,100	665,500	64.3
企業債償還金		1,188,703,464	1,223,595,740	△ 34,892,276	△ 2.9
企業債償還金		1,188,703,464	1,223,595,740	△ 34,892,276	△ 2.9
農業集落排水事業資本的支出		25,752,721	21,939,543	3,813,178	17.4
企業債償還金		25,752,721	21,939,543	3,813,178	17.4
企業債償還金		25,752,721	21,939,543	3,813,178	17.4
資本的支出合計		3,151,561,667	1,853,824,799	1,297,736,868	70.0

## ⑥ 費用別汚水処理原価構成表

### 公共下水道事業

(単位：円・%)

年度 項目	令和6年度			令和5年度			増 減		対前年度 増減比率
	金額 (千円)	構成比	汚水処理 原価	金額 (千円)	構成比	汚水処理 原価	金額(千円)	汚水処理 原価	
1 職員給与費	126,579	10.22	16.80	104,499	9.41	14.12	22,080	2.68	21.1
2 支 払 利 息	151,598	12.23	20.11	165,756	14.93	22.40	△ 14,158	△ 2.29	△ 8.5
3 減価償却費	348,472	28.10	46.20	319,844	28.81	43.23	28,628	2.97	9.0
4 動 力 費	79,952	6.45	10.60	75,899	6.84	10.26	4,053	0.34	5.3
5 修 繕 費	58,434	4.71	7.74	55,021	4.96	7.44	3,413	0.30	6.2
6 薬 品 費	21,508	1.73	2.84	12,922	1.16	1.74	8,586	1.10	66.4
7 委 託 料	261,553	21.09	34.67	244,783	22.05	33.08	16,770	1.59	6.9
8 そ の 他	191,827	15.47	25.44	131,569	11.84	17.77	60,258	7.67	45.8
合 計	1,239,923	100.00	164.40	1,110,293	100.00	150.04	129,630	14.36	11.7

### 農業集落排水事業

(単位：円・%)

年度 項目	令和6年度			令和5年度			増 減		対前年度 増減比率
	金額 (千円)	構成比	汚水処理 原価	金額 (千円)	構成比	汚水処理 原価	金額(千円)	汚水処理 原価	
1 職員給与費									
2 支 払 利 息									
3 減価償却費									
4 動 力 費	1,897	17.60	60.83	1,983	29.58	61.83	△ 86	△ 1.00	△ 4.3
5 修 繕 費	3,302	30.64	105.91	157	2.34	4.89	3,145	101.02	2003.2
6 薬 品 費	120	1.11	3.84	72	1.07	2.24	48	1.60	66.7
7 委 託 料	3,701	34.34	118.70	2,848	42.49	88.81	853	29.89	30.0
8 そ の 他	1,758	16.31	56.38	1,643	24.52	51.25	115	5.13	7.0
合 計	10,778	100.00	345.66	6,703	100.00	209.02	4,075	136.64	60.8

(注)

- ・費用＝汚水処理費
- ・汚水処理原価＝〈費用の各項目(※)÷年間有収水量〉
- (※)汚水処理に伴う経費のみ計上
- ・R2年度より職員給与費に会計年度任用職員及び再任用職員に係る人件費を含む。
- ・職員給与費から児童手当を除く。

## (4)費用構成

### ① 費用節別比較表

税抜き (単位 : 円・%)

区分 節	金額		構成比率		増減 (A - B)	対前年度 増減比率
	令和6年度(A)	令和5年度(B)	6年度	5年度		
1 納入料	63,806,713	58,520,533	2.7	2.6	5,286,180	9.0
2 手当	24,290,492	21,772,111	1.0	1.0	2,518,381	11.6
3 賞与引当金繰入額	11,192,991	9,695,772	0.5	0.4	1,497,219	15.4
4 退職給付引当金繰入額	24,238,484	13,263,733	1.0	0.6	10,974,751	82.7
5 法定福利費	19,025,847	17,063,412	0.8	0.8	1,962,435	11.5
6 厚生費	119,017	108,164	0.0	0.0	10,853	10.0
7 旅費	23,782	175,019	0.0	0.0	△ 151,237	△ 86.4
8 食糧費		11,228		0.0	△ 11,228	皆減
9 公課費	14,800	40,800	0.0	0.0	△ 26,000	△ 63.7
10 備消耗品費	4,661,800	4,005,251	0.2	0.2	656,549	16.4
11 材料費	5,916,080	5,953,635	0.2	0.3	△ 37,555	△ 0.6
12 被服費	148,960	54,040	0.0	0.0	94,920	175.6
13 光熱水費	1,142,931	1,048,046	0.0	0.1	94,885	9.1
14 動力費	81,852,463	77,886,460	3.4	3.5	3,966,003	5.1
15 薬品費	21,628,480	12,993,860	0.9	0.6	8,634,620	66.5
16 燃料費	2,086,596	1,495,467	0.1	0.1	591,129	39.5
17 印刷製本費	375,175	85,499	0.0	0.0	289,676	338.8
18 修繕費	61,905,905	56,317,876	2.6	2.5	5,588,029	9.9
19 通信運搬費	852,219	815,794	0.0	0.1	36,425	4.5
20 手数料	343,028	269,111	0.0	0.0	73,917	27.5
21 委託料	322,649,530	253,459,926	13.6	11.4	69,189,604	27.3
22 貸借料	810,709	718,296	0.0	0.0	92,413	12.9
23 負担金	87,459,581	90,032,388	3.7	4.1	△ 2,572,807	△ 2.9
24 工事請負費		1,373,000		0.1	△ 1,373,000	皆減
25 保険料	807,034	799,133	0.0	0.1	7,901	1.0
26 補助交付金	20,777,280	19,998,800	0.9	0.9	778,480	3.9
27 貸倒引当金繰入額	786,071	704,414	0.0	0.0	81,657	11.6
28 減価償却費	1,329,714,442	1,339,592,504	55.9	60.3	△ 9,878,062	△ 0.7
29 資産減耗費	22,577,331	10,883,848	0.9	0.5	11,693,483	107.4
30 その他営業費用	106,252	238,670	0.0	0.0	△ 132,418	△ 55.5
31 支払利息	169,264,254	183,303,062	7.1	8.2	△ 14,038,808	△ 7.7
32 その他営業外費用	98,071,249	31,353,283	4.1	1.4	66,717,966	212.8
33 過年度損益修正損		8,537,931		0.4	△ 8,537,931	皆減
合計	2,376,649,496	2,222,571,066	100.0	100.0	154,078,430	6.9

## (5)貸借対照表

### ① 資産比較

(単位：円・%)

年度 科目	令和6年度		令和5年度		増 減	対前年度 増減比率
	金額	構成比	金額	構成比		
固定資産	33,659,563,283	98.8	33,216,165,850	98.9	443,397,433	1.3
有形固定資産	33,659,563,283	98.8	33,216,165,850	98.9	443,397,433	1.3
流動資産	410,206,090	1.2	368,902,608	1.1	41,303,482	11.2
現金預金	322,355,969	0.9	334,479,917	1.0	△ 12,123,948	△ 3.6
未収金	94,430,536	0.3	41,022,944	0.1	53,407,592	130.2
貸倒引当金	△ 6,580,415	0.0	△ 6,600,253	0.0	19,838	△ 0.3
資産合計	34,069,769,373	100.0	33,585,068,458	100.0	484,700,915	1.4

### ② 負債比較

(単位：円・%)

年度 科目	令和6年度		令和5年度		増 減	対前年度 増減比率
	金額	構成比	金額	構成比		
固定負債	13,104,845,918	38.5	12,800,967,748	38.1	303,878,170	2.4
企業債	13,047,245,918	38.3	12,752,967,748	38.0	294,278,170	2.3
引当金	57,600,000	0.2	48,000,000	0.1	9,600,000	20.0
流動負債	1,373,052,240	4.0	1,447,059,948	4.3	△ 74,007,708	△ 5.1
企業債	1,233,721,830	3.6	1,214,456,185	3.6	19,265,645	1.6
未払金	126,514,234	0.4	221,453,113	0.7	△ 94,938,879	△ 42.9
前受金	162,969	0.0	72,453	0.0	90,516	124.9
引当金	12,653,207	0.0	11,078,197	0.0	1,575,010	14.2
繰延収益	14,657,186,395	43.0	14,282,203,565	42.5	374,982,830	2.6
長期前受金	18,752,516,730	55.0	17,609,895,379	52.4	1,142,621,351	6.5
長期前受金収益化累計額	△ 4,095,330,335	△ 12.0	△ 3,327,691,814	△ 9.9	△ 767,638,521	23.1
負債合計	29,135,084,553	85.5	28,530,231,261	84.9	604,853,292	2.1

### ③ 資本比較

(単位：円・%)

年度 科目	令和6年度		令和5年度		増 減	対前年度 増減比率
	金額	構成比	金額	構成比		
資本金	4,512,006,977	13.2	4,512,006,977	13.4	0	0.0
剰余金	422,677,843	1.2	542,830,220	1.6	△ 120,152,377	△ 22.1
資本剰余金	555,154,010	1.6	555,154,010	1.7	0	0.0
欠損金/利益剰余金	△ 132,476,167	△ 0.1	△ 12,323,790	△ 0.1	△ 120,152,377	975.0
資本合計	4,934,684,820	14.5	5,054,837,197	15.1	△ 120,152,377	△ 2.4
負債資本合計	34,069,769,373	100.0	33,585,068,458	100.0	484,700,915	1.4

## (6) 経営分析表

(単位: %、回)

区分	分析項目	算式	6年度	5年度	4年度	3年度	説明
構成比率	固定資産構成比率	固定資産 総資産 ×100	98.8	98.9	99.2	99.1	総資産のうち固定資産の占める割合を表す。比率の小さいほどよい。
	自己資本構成比率	自己資本 総資本 ×100 *自己資本=資本金+剰余金 +評価差額等+繰延収益 *総資本=負債・資本合計	57.5	57.6	57.5	57.2	総資本のうち自己資本の占める割合を表す。数値が大きいほどよい。
財務比率	固定比率	固定資産 自己資本 ×100	171.8	171.8	172.6	173.5	自己資本のうち固定資産の占める割合を表す。一般的に100%以下が望ましい。公営企業では設備取得を企業債に依存するので、比率は大となる。
	固定資産対長期資本比率 (長期適合率)	固定資産 資本合計+固定負債+繰延収益 ×100	102.9	103.4	103.2	103.3	固定資産が資本金と固定負債の範囲内か否かをみる。100%以下が望ましい。
比率	流動比率	流動資産 流動負債 ×100	29.9	25.5	20.2	21.3	1年以内に現金化できる資産と1年以内に支払わなければならない負債との対比で支払能力を判定する。200%以上がよい。
	当座比率	現金預金+（未収金-貸倒引当金） 流動負債 ×100	29.9	25.5	20.2	21.3	現金、預金及び容易に現金化しうる未収金などの当座資産と流動負債との対比で支払能力をみる。100%以上が望ましい。
回転率	固定資産回転率	営業収益-受託工事収益 平均固定資産	0.04	0.03	0.03	0.03	営業収益と設備に投下された資本との関係で、固定資産の利用度をみる。数値が大きいほどよい。
収益率	総資本利益率	当年度純利益 平均総資本 ×100	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	0.4	企業に投下された資本によってどれだけの利益が得られたかを表す。比率が高いほどよい。
	自己資本利益率	当年度純利益 平均自己資本 ×100	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.5	0.7	自己資本によってもたらされた利益の比率を表す。比率が高いほど経営成績がよい。
	総収益対総費用比率	総収益 総費用 ×100	94.9	97.9	95.6	106.6	収益と費用の相対的な関連性を示す。数値が高いほどよい。
	営業収益対営業費用比率 (営業収支比率)	営業収益-受託工事収益 営業費用-受託工事費用 ×100	57.1	57.1	58.0	62.9	営業収益とそれに要した営業費用を対比し、業務活動の能率を表す。数値が高いほどよい。
その他	有収率 (公共下水道)	年間有収水量 年間総処理水量 ×100	82.4	82.3	82.3	86.6	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということである。
	有収率 (農集排)	年間有収水量 年間総処理水量 ×100	104.2	106.4	103.3	101.8	
	施設利用率 (公共下水道)	一日平均処理水量（晴天時） 一日処理能力（晴天時） ×100	67.0	67.0	63.9	65.7	
	施設利用率 (農集排)	一日平均処理水量（晴天時） 一日処理能力（晴天時） ×100	56.3	56.9	58.3	30.8	
	最大稼働率 (公共下水道)	一日最大処理水量（晴天時） 一日処理能力（晴天時） ×100	82.3	82.5	90.8	77.2	
	最大稼働率 (農集排)	一日最大処理水量（晴天時） 一日処理能力（晴天時） ×100	64.6	64.6	67.4	34.8	
	負荷率 (公共下水道)	一日平均処理水量（晴天時） 一日最大処理水量（晴天時） ×100	81.4	81.1	70.3	85.1	
	負荷率 (農集排)	一日平均処理水量（晴天時） 一日最大処理水量（晴天時） ×100	87.1	88.2	86.6	88.7	最大に対する平均の割合で、施設の利用度を示す。数値が大きいほどよい。

## 10. 処理槽設置整備事業の沿革

昭和63年度 合併処理処理槽設置整備事業を開始（特定財源：国庫補助金）  
 補助対象区域：米沢都市計画下水道区域を除く区域

平成2年度 特定財源：県補助金が加わる。

平成3年度 生活排水対策重点地域指定

平成8年度 補助対象区域：米沢都市計画下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域

平成13年度 処理槽法改正により単独処理処理槽の新設禁止

平成14年度 山形県事務処理の特例に関する条例により処理槽設置届出の受理等の事務が県から本市に移譲された。

平成18年度 補助対象区域：米沢都市計画下水道区域、米沢市下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域  
 特定財源：汚水交付金。県補助金は廃止

平成23年度 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域  
 特定財源：循環交付金

平成24年度 合併処理処理槽設置整備事業を環境生活課から下水道課に移管  
 処理槽水環境保全推進事業を開始（特定財源：県補助金）  
 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域  
 補助対象：新たに地域集会施設を加える。

平成27年度 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域の内、市長が特に必要と認める区域が加わる。  
 処理槽水環境保全推進事業を廃止

平成28年度 処理槽整備促進事業を開始（特定財源：県補助金）  
 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域

令和元年度 合併処理処理槽設置整備事業を下水道課から業務課へ移管  
 単独処理処理槽から合併処理処理槽への転換工事を対象に配管工事分の補助を開始（特定財源：循環交付金）  
 補助対象区域の拡大（米沢市合併処理処理槽設置整備事業費補助金）：米沢市公共下水道事業計画区域の内、当分の間（7年以上）、下水道整備の見込みのない地域

令和3年度 合併処理処理槽設置整備事業を業務課から下水道課へ移管

### 補助状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合併処理処理槽設置整備事業					
交付実績（円）	23,100,000	25,791,000	20,100,000	17,854,000	18,434,000
件 数	60	69	54	37	37
処理槽整備促進事業					
交付実績（円）	2,721,000	2,351,000	2,440,000	1,960,000	2,160,000
件 数	16	14	14	12	13

### 合併処理処理槽設置整備事業費補助金額(上限)の推移

(単位：円)

年 度	5人槽	6・7人槽	8・10人槽
～平成9年度	330,000	480,000	830,000
平成10年度～17年度	375,000	438,000	555,000
平成18年度～22年度		330,000	
平成23年度～令和4年度		350,000	
令和5年度～		390,000	

### 処理槽整備促進事業費補助金額(上限)

(単位：円)

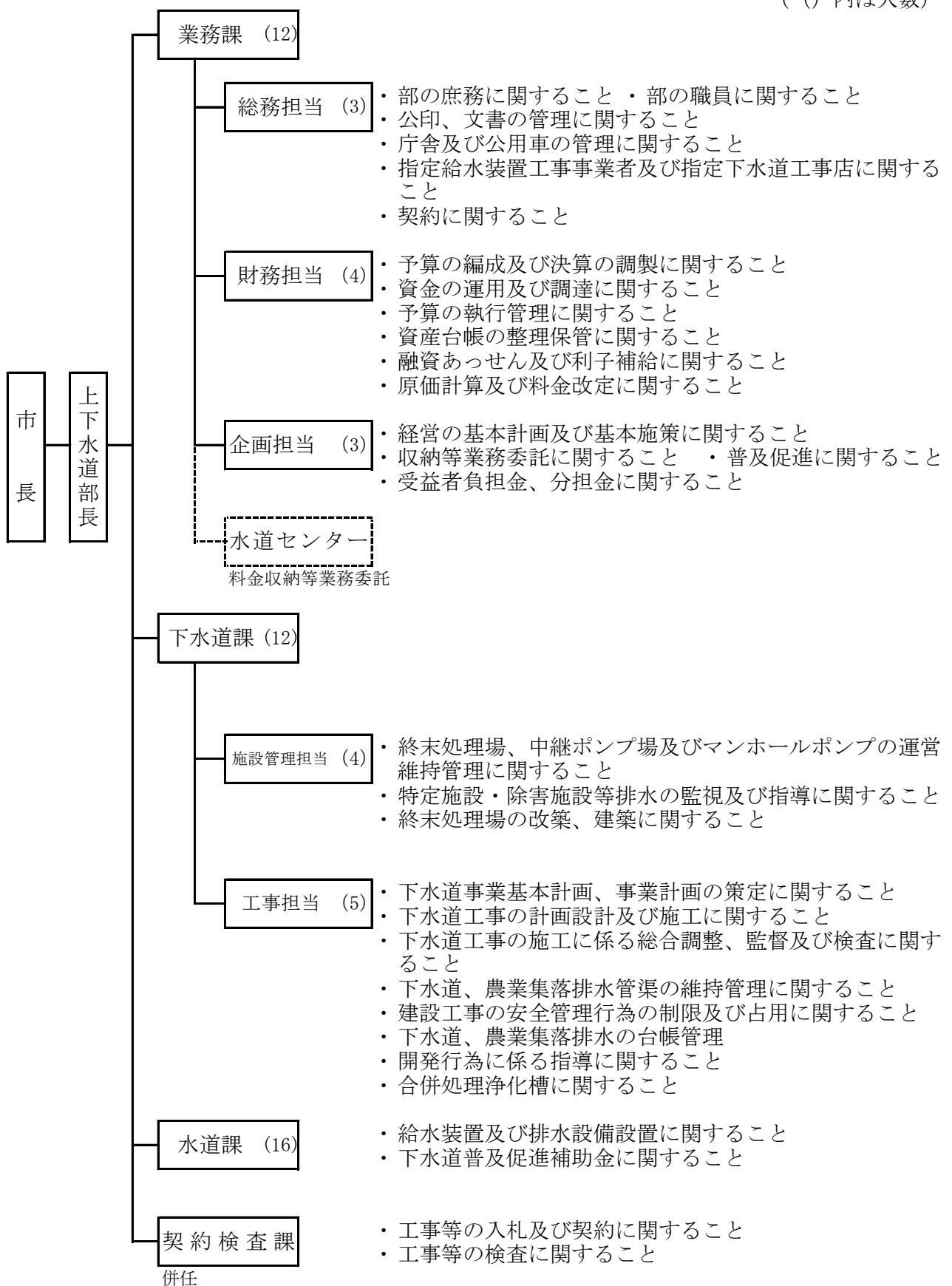
年 度	5人槽	6人槽以上
平成28年度～	160,000	200,000

※平成24～27年度に実施した処理槽水環境保全推進事業も同じ。

## 11. 上下水道部組織と各担当の業務内容

組織図、職員配置状況及び各担当の業務内容(令和7年4月1日現在)

( ) 内は人数)



令和7年度 **米沢市の下水道**

令和 7 年 9 月

米沢市上下水道部

〒992-0012 米沢市金池5丁目1番23号

T E L 0238-22-4511 F A X 0238-23-6177